

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

市長室

行財政局

目 次

I	令和6年度市長室・行財政局事業の概要	1
II	予 算 議 案	
	予算第1号議案 令和6年度神戸市一般会計予算	6
	予算第12号議案 令和6年度神戸市公債費予算	36
III	関 連 議 案	
	第6号議案 公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の件	45
	第7号議案 学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件	102
	第8号議案 神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する 条例の件	105
	第9号議案 執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件	111
	第10号議案 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件	125
	第11号議案 職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の件	127
	第12号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職 員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する 条例の件	130
	第13号議案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例の件	133
	第14号議案 神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件	166
	第25号議案 神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件	189

I 令和6年度市長室・行財政局事業の概要

1 総 括

令和6年度予算では、SDGsの視点に基づき「神戸2025ビジョン」に掲げる施策を積極的に展開することにより、くらしの質と都市の価値を高め、市民一人ひとりが幸せを実感でき、温かみのあるまちづくりを進めていく。また、果敢な成長戦略により、都市の成長を促す好循環を創出していくことで、将来世代が過度な負担を背負い込むことがないように、未来を見据えた持続可能な自治体経営を行っていく。

さらに、神戸空港の国際化に向けた取り組みをはじめ、国際都市としての価値を高め、神戸を「さらなる高み」へ押し上げることで、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現を確かなものにしていく。

2 主要事業の概要

(1) 時代の変化に対応した市政改革の推進

時代の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限りある人材で質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、「行財政改革方針2025」に沿って市政改革に取り組む。神戸市クレドの行動指針に基づき、職員一人ひとりがDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、働き方改革（業務改革）に主体的に取り組むことにより、職員の意識改革及び組織風土改革を推進する。

(2) 事務効率化の取り組み

「やめる・へらす・かえる」の視点に基づく業務改革を推進し、全庁をあげて事務のあり方・進め方改革を遂行できるよう、業務プロセスの改善等を支援するとともに、全庁横断的な事務の効率化に取り組む。

また、人事・給与・福利厚生などの総務事務について、総務事務センターによる事務の集約化やICTの利活用による事務の効率化を推進する。

(3) 公正な職務執行の推進

「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」に基づき、コンプライアンスを推進し、公正な職務執行や服務倫理の徹底を図るとともに、内部統制の取り組みや事務事業の監理・調査等を通じて、不適正な事務処理や不祥事などの未然防止に努める。

また、「神戸市行政手続条例」による適切な事務執行を図るほか、公益通報制度の適正な運用に努める。

(4) 本庁舎・公用車・文書等の管理業務

本庁舎・公用車の管理、文書・法務・行政不服審査事務等を行う。

また、本庁舎2号館の再整備、(仮称)歴史公文書館の供用開始に向けた取り組みを進める。

(5) 組織及び職員に関する事務

組織及び職員の定数を管理するほか、職員の適正配置を図り、選考、服務、分限、懲戒、人事評価、人事制度の調査・研究等を行うとともに、職員に対する給与の支給、給与制度の調査研究及び改善、職員研修その他人材育成、福利厚生事業等を行う。

また、多様化する行政課題に対応するため、多様な人材の確保や職員一人ひとりの能力の向上・活用、女性職員の活躍推進等に取り組むとともに、頑張っている職員が真に報われるよう人事・給与制度の運用を行う。

(6) 財政の企画及び調整、市債管理、資金運用

財政全般の企画、調整、予算編成、執行管理、財政広報、市会提出議案の調製等を行う。

また、国・県等の各関係機関に対し、地方税財源の充実や財政措置の拡充などに関する要望活動を行い、財源確保に努めるとともに、適正な市債の発行及び管理、効率的な資金の運用を行う。

(7) 契約事務

工事請負契約、物品調達その他請負等の入札・契約事務のほか、地元企業への優先発注など契約事務に係る相談、指導及び調整を行う。

(8) 財産管理及び不動産の取得・処分、資産活用

公有財産、財産区有財産の管理、保全及び処分に関すること、公有財産事務の連絡及び調整を行うほか、未利用市有地等の市有財産のさらなる利活用を積極的に推進していく。また、不動産の取得及びこれに伴う損失補償事務並びに用地取得関係事務の支援及び調整を行う。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき計画的かつ適正な施設管理が図られるよう、公共施設の総合的な管理（ファシリティマネジメント）を推進する。

(9) 市税の賦課徴収

市民税、固定資産税等の市税に関する賦課徴収事務を行うとともに、市税総額の確保と収入率の向上を図るため、滞納整理を効率的に推進し、滞納繰越額の圧縮を目標に納税督促及び滞納処分事務を行う。

また、引き続きICT活用等による利便性向上と業務の効率化を図るなど、税務業務改革を推進する。

(10) 秘書事務

市長・副市長の秘書、叙勲、褒章に関する事務等を行う。

(11) 多文化共生・国際交流の推進

増加する外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを推進し、多文化共生社会を実現する。そのため、神戸国際コミュニティセンターの各拠点を中心に、区や大学、外国人支援団体等と連携しながら、外国人向けの情報提供・相談体制の充実や日本語学習支援、市民と在住外国人との交流推進や留学生支援、ウクライナ避難民への支援等を実施する。

あわせて、姉妹都市等との経済交流や海外プロモーション、高度外国人材誘致等の施策を通じ、神戸経済の活性化に資する国際交流を進める。

(12) 広報・広聴事業の充実

広報戦略部が司令塔となり、デジタル媒体や外部人材・民間事業者の知見・スキルを積極的に活用し、市の施策や魅力を市内外のターゲットごとに効果的に届ける戦略的広報に取り組む。また、探しやすいホームページ・FAQの構築・運用や広報紙の内容の充実により、市民にとって分かりやすい情報発信を行う。

こども・若者を含めた幅広い世代の意見を施策に反映するため、市民との直接対話やICTツールを活用した広聴事業を充実させる。また、多様化する市民のライフスタイルに合わせた問合せ対応ができるよう、コールセンターを機能強化し、「コンタクトセンター」として再構築する。

(13) 市政情報の提供

市政情報室の運営を行うほか、市役所を訪れる市民に対する庁内案内等を行い、市民の利便性の向上を図る。

また、政策案等の決定に際し市民の知恵を活かす意見提出手続制度や、情報公開制度、個人情報保護制度のより円滑で適正な運用を図るとともに、法律等の市民相談窓口を設け、市民の日常生活の中で生じる様々な問題に対する相談を行う。

Ⅱ 予 算 議 案

(予算第 1 号議案)

令和 6 年度神戸市一般会計予算

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 市	税	313,296,438	
	1 市 民 税	143,651,402	
	2 固 定 資 産 税	123,089,482	
	3 軽 自 動 車 税	2,052,344	
	4 市 た ば こ 税	9,917,776	
	5 特 別 土 地 保 有 税	1	
	6 入 湯 税	294,292	
	7 事 業 所 税	9,889,257	
	8 都 市 計 画 税	24,401,884	
2 地 方 譲 与 税		4,749,178	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,393,000	
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,366,000	
	3 特 別 と ん 譲 与 税	423,378	
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	350,000	
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	27,000	
	6 森 林 環 境 譲 与 税	189,800	
3 利 子 割 交 付 金		132,713	
	1 利 子 割 交 付 金	132,713	
4 配 当 割 交 付 金		2,402,606	
	1 配 当 割 交 付 金	2,402,606	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,569,806	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,569,806	
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000	

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金額	備考
	1 分離課税所得割交付金	322,000	
7 法人事業税交付金		4,236,592	
	1 法人事業税交付金	4,236,592	
8 地方消費税交付金		35,733,990	
	1 地方消費税交付金	35,733,990	
9 ゴルフ場利用税交付金		356,167	
	1 ゴルフ場利用税交付金	356,167	
10 特別地方消費税交付金		1	
	1 特別地方消費税交付金	1	
11 環境性能割交付金		956,000	
	1 環境性能割交付金	956,000	
12 軽油引取税交付金		6,355,000	
	1 軽油引取税交付金	6,355,000	
13 地方特例交付金		9,821,840	
	1 地方特例交付金	9,821,840	
14 地方交付税		91,541,000	
	1 地方交付税	91,541,000	
15 交通安全対策特別交付金		369,000	
	1 交通安全対策特別交付金	369,000	
16 分担金及負担金		10,000	
	1 負担金	10,000	
17 使用料及手数料		23,627	
	1 使用料	12,900	
	2 手数料	10,727	

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
18 国 庫 支 出 金		1,720,607	
	2 補 助 金	1,720,064	
	3 委 託 金	543	
19 県 支 出 金		2,531,995	
	2 補 助 金	61,995	
	3 委 託 金	2,470,000	
20 財 産 収 入		12,825,721	
	1 財 産 運 用 収 入	331,832	
	2 財 産 売 払 収 入	9,052,387	
	3 基 金 収 入	3,441,502	
21 寄 附 金		2,115,668	
	1 寄 附 金	2,115,668	
22 繰 入 金		23,189,192	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,627,042	
	2 基 金 繰 入 金	21,562,150	
23 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
24 諸 収 入		7,685,644	
	6 過 年 度 収 入	15,000	
	7 雑 入	7,670,644	
25 市 債		74,621,000	
	1 市 債	74,621,000	
歳 入 合 計		597,565,786	

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		2,052,335	
	1 議 会 費	2,052,335	
2 総 務 費		41,492,563	
	1 総 務 費	36,780,323	
	2 企 画 費	63,207	
	3 徴 税 費	3,073,603	
	4 財 産 管 理 費	1,575,430	
15 諸 支 出 金		195,071,951	
	1 繰 出 金	186,973,197	
	2 過 年 度 支 出	1,700,000	
	3 雑 出	6,398,754	
16 予 備 費		1,200,000	
	1 予 備 費	1,200,000	
歳 出 合 計		239,816,849	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 市 税	313,296,438	314,926,291	△1,629,853	本款の説明21頁
2 地 方 譲 与 税	4,749,178	4,680,709	68,469	
1 地方揮発油譲与税	1,393,000	1,410,000	△17,000	
1 地方揮発油 譲与税	1,393,000	1,410,000	△17,000	地方揮発油譲与税の譲与見込額
2 自動車重量 譲与税	2,366,000	2,285,000	81,000	
1 自動車重量 譲与税	2,366,000	2,285,000	81,000	自動車重量譲与税の譲与見込額
3 特別とん譲与税	423,378	435,103	△11,725	
1 特別とん 譲与税	423,378	435,103	△11,725	特別とん譲与税の譲与見込額
4 航空機燃料譲与税	350,000	350,000	-	
1 航空機燃料 譲与税	350,000	350,000	-	航空機燃料譲与税の譲与見込額
5 石油ガス譲与税	27,000	29,000	△2,000	
1 石油ガス 譲与税	27,000	29,000	△2,000	石油ガス譲与税の譲与見込額
6 森林環境譲与税	189,800	171,606	18,194	
1 森林環境 譲与税	189,800	171,606	18,194	森林環境譲与税の譲与見込額
3 利子割交付金	132,713	141,607	△8,894	
1 利子割交付金	132,713	141,607	△8,894	
1 利子割交付金	132,713	141,607	△8,894	利子割交付金の交付見込額
4 配当割交付金	2,402,606	2,731,937	△329,331	
1 配当割交付金	2,402,606	2,731,937	△329,331	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 配当割交付金	2,402,606	2,731,937	△329,331	配当割交付金の交付見込額
5 株式等譲渡所得割 交 付 金	2,569,806	1,802,437	767,369	
1 株式等譲渡所得割 交 付 金	2,569,806	1,802,437	767,369	
1 株式等譲渡所得割 交 付 金	2,569,806	1,802,437	767,369	株式等譲渡所得割交付金の交付見込額
6 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	分離課税所得割交付金の交付見込額
7 法人事業税 交 付 金	4,236,592	4,085,056	151,536	
1 法人事業税 交 付 金	4,236,592	4,085,056	151,536	
1 法人事業税 交 付 金	4,236,592	4,085,056	151,536	法人事業税交付金の交付見込額
8 地方消費税交付金	35,733,990	38,202,777	△2,468,787	
1 地方消費税 交 付 金	35,733,990	38,202,777	△2,468,787	
1 地方消費税 交 付 金	35,733,990	38,202,777	△2,468,787	地方消費税交付金の交付見込額
9 ゴルフ場利用税 交 付 金	356,167	341,863	14,304	
1 ゴルフ場利用税 交 付 金	356,167	341,863	14,304	
1 ゴルフ場利用税 交 付 金	356,167	341,863	14,304	ゴルフ場利用税交付金の交付見込額
10 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	特別地方消費税交付金の交付見込額

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
11 環境性能割交付金	956,000	548,000	408,000	
1 環境性能割交付金	956,000	548,000	408,000	
1 環境性能割交付金	956,000	548,000	408,000	自動車税環境性能割交付金の交付見込額
12 軽油引取税交付金	6,355,000	6,461,000	△106,000	
1 軽油引取税交付金	6,355,000	6,461,000	△106,000	
1 軽油引取税交付金	6,355,000	6,461,000	△106,000	軽油引取税交付金の交付見込額
13 地方特例交付金	9,821,840	1,630,000	8,191,840	
1 地方特例交付金	9,821,840	1,630,000	8,191,840	
1 地方特例交付金	9,821,840	1,630,000	8,191,840	地方特例交付金の交付見込額
14 地方交付税	91,541,000	79,664,000	11,877,000	
1 地方交付税	91,541,000	79,664,000	11,877,000	
1 地方交付税	91,541,000	79,664,000	11,877,000	地方交付税の交付見込額
15 交通安全対策特別交付金	369,000	422,000	△53,000	
1 交通安全対策特別交付金	369,000	422,000	△53,000	
1 交通安全対策特別交付金	369,000	422,000	△53,000	交通安全対策特別交付金の交付見込額
16 分担金及負担金	10,000	10,000	-	
1 負担金	10,000	10,000	-	
1 総務費負担金	10,000	10,000	-	建物解体費負担金
17 使用料及手数料	23,627	23,249	378	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 使 用 料	12,900	12,522	378	
1 総 務 使 用 料	12,900	12,522	378	
1 市 役 所	10,000	10,022	△22	本庁舎喫茶等
4 海 外 移 住 と 文 化 の 交 流 セ ン タ ー	2,900	2,500	400	会議室等
2 手 数 料	10,727	10,727	-	
2 総 務 手 数 料	1	1	-	
1 市 役 所	1	1	-	書類の写しの交付に要する手数料
3 市 民 手 数 料	10,726	10,726	-	
1 情 報 公 開	10,726	10,726	-	情報公開
18 国 庫 支 出 金	1,720,607	3,684,379	△1,963,772	
2 補 助 金	1,720,064	3,682,936	△1,962,872	
1 総 務 費 補 助	1,704,264	3,667,736	△1,963,472	
1 社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 対 応 補 助	150,000	140,000	10,000	
2 文 化 庁 補 助	21,009	16,844	4,165	
5 在 住 外 国 人 支 援 事 業 費 補 助	8,341	10,892	△2,551	
6 物 価 高 騰 対 応 重 点 支 援 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	1,254,696	3,500,000	△2,245,304	
8 デ ジ タ ル 基 盤 改 革 支 援 補 助 金	270,218	-	270,218	
○ デ ジ タ ル 田 園 都 市 国 庫 構 想 推 進 交 付 金	-	6,000	△6,000	
8 都 市 計 画 費 補 助	15,800	9,200	6,600	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 調査費補助	15,800	9,200	6,600	
3 委 託 金	543	1,443	△900	
3 其 他 委 託 金	543	1,443	△900	
1 財政調査等 委 託 金	373	1,273	△900	
6 活 動 地 方 委 託 金	170	170	-	
19 県 支 出 金	2,531,995	2,447,917	84,078	
2 補 助 金	61,995	56,917	5,078	
11 其 他 補 助	61,995	56,917	5,078	
1 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 補 助	21,598	21,252	346	
3 委 任 事 務 補 助	18,326	21,048	△2,722	
4 市 町 振 興 支 援 交 付 金	22,071	14,617	7,454	
3 委 託 金	2,470,000	2,391,000	79,000	
1 総 務 費 委 託 金	2,470,000	2,391,000	79,000	
2 県 税 徴 収 委 託 金	2,470,000	2,391,000	79,000	
20 財 産 収 入	12,825,721	5,577,624	7,248,097	
1 財 産 運 用 収 入	331,832	280,391	51,441	
1 貸 地 料	306,175	256,308	49,867	
3 一 般 土 地	306,175	256,308	49,867	一般市有土地
2 貸 家 料	22,297	24,083	△1,786	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2 職 員 寮	10,672	12,458	△1,786	待機宿舍等
	7 一 般 建 物	11,625	11,625	-	一般市有建物
	3 投 資 財 産 収 入	3,360	-	3,360	
	1 株 式 配 当 金	3,360	-	3,360	株式配当金
	2 財 産 売 払 収 入	9,052,387	1,898,406	7,153,981	
	1 土 地 売 却 代	8,670,000	1,500,000	7,170,000	
	3 一 般 土 地	8,670,000	1,500,000	7,170,000	一般市有土地売却代
	3 物 品 売 却 代	382,387	398,406	△16,019	
	1 行 財 政 局	382,387	398,406	△16,019	共通物品等
	3 基 金 収 入	3,441,502	3,398,827	42,675	
	1 基 金 収 入	3,441,502	3,398,827	42,675	
	1 都 市 整 備 等 基 金	32,726	20,400	12,326	預金利子等
	2 公 債 基 金	3,397,854	3,365,423	32,431	預金利子等
	3 財 政 調 整 基 金	500	500	-	預金利子
	4 留 学 生 等 支 援 基 金	10,422	12,504	△2,082	預金利子等
	21 寄 附 金	2,115,668	1,210,488	905,180	
	1 寄 附 金	2,115,668	1,210,488	905,180	
	2 其 他 寄 附	2,115,668	1,210,488	905,180	
	1 市 長 室	8,778	-	8,778	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	5 行 財 政 局	2,106,890	1,210,488	896,402	
22	繰 入 金	23,189,192	23,511,246	△322,054	
1	特 別 会 計 繰 入 金	1,627,042	919,204	707,838	各会計からの共回事務費、退職給与金等の負担繰入
1	下 水 道 事 業 会 計 繰 入 金	430,181	206,342	223,839	
	一 般 経 費				
1	繰 入	112,935	112,508	427	
2	退 職 給 与 金 繰 入	317,246	93,834	223,412	
2	港 湾 事 業 会 計 繰 入 金	391,034	282,457	108,577	
	一 般 経 費				
1	繰 入	174,294	213,026	△38,732	
2	退 職 給 与 金 繰 入	216,740	69,431	147,309	
3	新 都 市 整 備 事 業 会 計 繰 入 金	249,132	159,572	89,560	
	関 連 経 費 等				
1	負 担 繰 入	164,180	131,561	32,619	
2	退 職 給 与 金 繰 入	84,952	28,011	56,941	
4	自 動 車 事 業 会 計 繰 入 金	125,777	109,713	16,064	
	一 般 経 費				
1	繰 入	125,777	109,713	16,064	
5	水 道 事 業 会 計 繰 入 金	430,918	135,817	295,101	
	一 般 経 費				
1	繰 入	427,904	132,803	295,101	
2	特 別 給 与 金 繰 入	3,014	3,014	-	
	母 子 父 子 寡 婦 ○ 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 繰 入 金	-	25,303	△25,303	
2	基 金 繰 入 金	21,562,150	22,592,042	△1,029,892	基金の取り崩しによる繰入

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	1 基金繰入金	21,562,150	22,592,042	△1,029,892	
	1 都市整備等 基金繰入	1,566,035	1,773,644	△207,609	
	2 公債基金 繰入	17,977,737	18,802,102	△824,365	
	12 留学生 支援等 基金繰入	18,378	16,296	2,082	
	19 財政調整 基金繰入	2,000,000	2,000,000	-	
23	繰越金	1	1	-	
	1 繰越金	1	1	-	
	1 繰越金	1	1	-	
24	諸収入	7,685,644	8,381,261	△695,617	
	3 事業収入	-	14,457	△14,457	
	○ 文書事務	-	14,457	△14,457	
	6 過年度収入	15,000	15,000	-	
	1 過年度収入	15,000	15,000	-	
	1 諸給与金 戻入	15,000	15,000	-	過年度分の給与の精算金
	7 雑収入	7,670,644	8,351,804	△681,160	
	2 延滞金加算金 及過料	392,105	394,111	△2,006	延滞金、加算金
	1 市 税	392,005	394,011	△2,006	
	2 一 般 土 地	100	100	-	
	3 宝くじ収入	6,100,000	6,100,000	-	宝くじ発売収益金収入見込額

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	5 償 還 金	29,007	28,277	730	
	2 市 役 所	29,007	28,277	730	光熱水費等
	6 受 講 料	700	700	-	
	職 員 1 研 修 所 受 講 料	700	700	-	職員研修の受講料
	9 雑 入	1,148,832	1,828,716	△679,884	
	1 市 長 室	142,265	136,141	6,124	広報紙KOBE広告料収入等
	6 行 財 政 局	970,916	1,652,175	△681,259	派遣職員の人件費受入等
	22 市 会 事 務 局	35,651	40,400	△4,749	
25 市	債	74,621,000	84,256,000	△9,635,000	
	1 市 債	74,621,000	84,256,000	△9,635,000	起債承認見込額
	1 民 生 債	2,754,000	2,987,000	△233,000	民生施設整備事業公債 2,754,000 千円
	2 衛 生 債	4,806,000	2,969,000	1,837,000	神戸市民病院機構貸付金公債 4,199,000 千円 保健衛生施設整備事業公債 607,000 千円
	3 環 境 債	3,252,000	2,109,000	1,143,000	埋立処分地建設事業公債 260,000 千円 環境工場整備事業公債 2,616,000 千円 事業所等整備事業公債 129,000 千円 収集車両整備事業公債 247,000 千円
	4 土 木 債	17,843,000	22,725,000	△4,882,000	道路整備事業公債 10,775,000 千円 公園整備事業公債 2,166,000 千円 河川砂防整備事業公債 1,412,000 千円 海岸保全事業公債 189,000 千円 港湾防災事業公債 2,620,000 千円 自然災害防止事業公債 681,000 千円
	5 都 市 計 画 債	8,870,000	6,214,000	2,656,000	区画整理事業公債 1,270,000 千円 街路事業公債 7,600,000 千円

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
6 住 宅 債	105,000	129,000	△24,000	住 宅 建 設 事 業 公 債 105,000 千円
7 消 防 債	2,916,000	1,934,000	982,000	消 防 施 設 整 備 事 業 公 債 2,916,000 千円
8 教 育 債	11,353,000	9,392,000	1,961,000	学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 公 債 8,746,000 千円 社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 公 債 2,607,000 千円
9 其 他	12,770,000	15,905,000	△3,135,000	危 機 管 理 対 策 事 業 公 債 67,000 千円 庁 舎 等 整 備 事 業 公 債 1,074,000 千円 区 総 合 庁 舎 整 備 事 業 公 債 183,000 千円 文 化 施 設 等 整 備 事 業 公 債 4,478,000 千円 商 工 施 設 等 整 備 事 業 公 債 658,000 千円 農 政 施 設 整 備 事 業 公 債 187,000 千円 漁 業 施 設 整 備 事 業 公 債 643,000 千円 農 業 基 盤 整 備 事 業 公 債 121,000 千円 神 戸 新 交 通 株 式 会 社 貸 付 金 公 債 1,250,000 千円 高 速 鉄 道 事 業 会 計 出 資 金 公 債 3,522,000 千円 高 速 鉄 道 事 業 会 計 補 助 金 公 債 149,000 千円 水 道 事 業 会 計 出 資 金 公 債 438,000 千円
10 臨 時 財 政 対 策 債	9,952,000	19,892,000	△9,940,000	
歳 入 合 計	597,565,786	585,061,843	12,503,943	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
1 市 税	313,296,438	314,926,291	△1,629,853	△ 0.5	
現 年 課 税 分	309,800,517	311,526,360	△1,725,843	△ 0.6	
滞 納 繰 越 分	1,581,641	1,567,433	14,208	0.9	
1 市 民 税	143,651,402	150,203,107	△6,551,705	△ 4.4	
現 年 課 税 分	142,745,144	149,248,057	△6,502,913	△ 4.4	
滞 納 繰 越 分	906,258	955,050	△48,792	△ 5.1	
1 個 人	121,381,988	128,274,129	△6,892,141	△ 5.4	
現 年 課 税 分	120,494,553	127,355,823	△6,861,270	△ 5.4	
当 年 度 分	119,872,932	126,621,966	△6,749,034	△ 5.3	
所 得 割	117,426,020	123,794,017	△6,367,997	△ 5.1	課税総所得金額の8/100
均 等 割	2,446,912	2,827,949	△381,037	△ 13.5	年額3,400円 ※うち400円は認知症事故救済制度等に充当
過 年 度 分	621,621	733,857	△112,236	△ 15.3	
滞 納 繰 越 分	887,435	918,306	△30,871	△ 3.4	
2 法 人	22,269,414	21,928,978	340,436	1.6	
現 年 課 税 分	22,250,591	21,892,234	358,357	1.6	
当 年 度 分	21,738,364	21,212,973	525,391	2.5	
法 人 税 割	16,162,343	15,640,711	521,632	3.3	法人税額の8.4/100(6.0/100)
均 等 割	5,576,021	5,572,262	3,759	0.1	年額50,000円～3,000,000円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
過 年 度 分	512,227	679,261	△167,034	△ 24.6	
滞 納 繰 越 分	18,823	36,744	△17,921	△ 48.8	
2 固 定 資 産 税	123,089,482	119,088,412	4,001,070	3.4	課税標準額の1.4/100
現 年 課 税 分	122,595,771	118,616,312	3,979,459	3.4	
滞 納 繰 越 分	493,711	472,100	21,611	4.6	
1 固 定 資 産 税	122,396,042	118,388,027	4,008,015	3.4	
現 年 課 税 分	121,902,331	117,915,927	3,986,404	3.4	
当 年 度 分	121,508,655	117,697,672	3,810,983	3.2	
土 地	40,792,815	39,121,340	1,671,475	4.3	
家 屋	60,704,098	60,384,444	319,654	0.5	
償 却 資 産	20,011,742	18,191,888	1,819,854	10.0	
過 年 度 分	393,676	218,255	175,421	80.4	
滞 納 繰 越 分	493,711	472,100	21,611	4.6	
2 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	693,440	700,385	△6,945	△ 1.0	
現 年 課 税 分	693,440	700,385	△6,945	△ 1.0	
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	693,440	700,385	△6,945	△ 1.0	
3 軽 自 動 車 税	2,052,344	1,970,610	81,734	4.1	
1 軽 自 動 車 税	39,747	24,320	15,427	63.4	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
滞 納 繰 越 分	39,747	24,320	15,427	63.4	
2 環 境 性 能 割	98,106	113,792	△15,686	△ 13.8	環境性能に応じて取得価格の0～2/100
現 年 課 税 分	79,801	89,195	△9,394	△ 10.5	
過 年 度 分	18,305	24,597	△6,292	△ 25.6	
3 種 別 割	1,914,491	1,832,498	81,993	4.5	1台当たり年額2,000円～12,900円
現 年 課 税 分	1,914,280	1,832,498	81,782	4.5	
過 年 度 分	211	-	211	100.0	
4 市 た ば こ 税	9,917,776	9,917,776	-	0.0	製造たばこ1,000本につき 6,552円
1 市 た ば こ 税	9,917,776	9,917,776	-	0.0	
現 年 課 税 分	9,917,776	9,917,776	-	0.0	
5 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
特 別 土 地 1 保 有 税	1	1	-	0.0	
滞 納 繰 越 分	1	1	-	0.0	
6 入 湯 税	294,292	288,324	5,968	2.1	宿泊客:1人1泊150円 日帰客:1人1日75円
1 入 湯 税	294,292	288,324	5,968	2.1	
現 年 課 税 分	294,292	288,324	5,968	2.1	
7 事 業 所 税	9,889,257	9,580,291	308,966	3.2	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25/100
1 事 業 所 税	9,889,257	9,580,291	308,966	3.2	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
現 年 課 税 分	9,887,071	9,577,075	309,996	3.2	
当 年 度 分	9,844,747	9,491,312	353,435	3.7	
過 年 度 分	42,324	85,763	△43,439	△ 50.7	
滞 納 繰 越 分	2,186	3,216	△1,030	△ 32.0	
8 都 市 計 画 税	24,401,884	23,877,770	524,114	2.2	課税標準額の0.3/100
1 都 市 計 画 税	24,401,884	23,877,770	524,114	2.2	
現 年 課 税 分	24,262,146	23,765,024	497,122	2.1	
当 年 度 分	24,255,909	23,760,149	495,760	2.1	
土 地	11,299,518	10,853,946	445,572	4.1	
家 屋	12,956,391	12,906,203	50,188	0.4	
過 年 度 分	6,237	4,875	1,362	27.9	
滞 納 繰 越 分	139,738	112,746	26,992	23.9	

3 歳出予算の説明

(項)議会費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議 会 費	2,052,335	2,070,852	△ 18,517	-	10,000	35,651	2,006,684
1 議 会 費	2,052,335	2,070,852	△ 18,517	-	10,000	35,651	2,006,684
1 議 員 費	1,221,843	1,240,699	△ 18,856	-	-	-	1,221,843
2 職 員 費	347,592	336,122	11,470	-	-	-	347,592
3 運 営 費	482,900	494,031	△ 11,131	-	10,000	35,651	437,249

議会費の説明

- 議員の報酬、期末手当、旅費等に要する経費である。 1,221,843 千円
- 職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。 347,592 千円
- 議会、委員会の運営費、議会活動広報費及び事務に要する経費である。 482,900 千円

(項)総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費	41,492,563	39,174,369	2,318,194	2,935,911	1,601,000	4,159,603	32,796,049
1 総 務 費	36,780,323	34,506,242	2,274,081	195,693	930,000	3,035,267	32,619,363
1 職 員 費	30,584,985	27,176,060	3,408,925	150,000	-	1,154,396	29,280,589
2 総 務 管 理 費	4,406,013	5,437,518	△ 1,031,505	16,173	930,000	1,701,287	1,758,553
3 職 員 研 修 及 福 利 厚 生 費	439,023	444,510	△ 5,487	-	-	15,504	423,519
4 渉 外 費	386,692	392,326	△ 5,634	29,520	-	37,894	319,278
5 広 報 費	757,716	646,546	111,170	-	-	113,959	643,757
6 広 聴 費	159,665	243,089	△ 83,424	-	-	-	159,665
8 情 報 提 供 費	46,229	47,914	△ 1,685	-	-	12,227	34,002
○ 文 書 事 務 費	0	108,943	△ 108,943	-	-	-	-
○ 相 楽 園 会 館 費	0	9,336	△ 9,336	-	-	-	-

(第1目)職員費

本目は、市長、副市長及び一般職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。

市長室 76,051 千円
行財政局 30,508,934 千円

(第2目)総務管理費

本目は、秘書、業務改革、庁舎、法務支援、行政管理、人事、給与、厚生、総務事務センター、財務、契約監理、各課の一般事務に要する経費である。

市長室 22,548 千円
行財政局 4,383,465 千円

(第3目)職員研修及福利厚生費

本目は、職員の研修、安全衛生、福利厚生に要する経費である。

行財政局 439,023 千円

(第4目) 渉外費

本目は、国際交流活動・国際協力に要する経費である。

市長室 386,692 千円

(第5目) 広報費

本目は、広報活動に要する経費である。

市長室 757,716 千円

(第6目) 広聴費

本目は、広聴活動に要する経費である。

市長室 159,665 千円

(第8目) 情報提供費

本目は、市政情報の提供・市民相談等に要する経費である。

市長室 46,229 千円

(項) 企画費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費	63,207	95,470	△ 32,263	-	-	31,580	31,627
2 総 合 調 査 費	63,207	54,708	8,499	-	-	31,580	31,627
3 行 政 調 査 費	0	40,762	△ 40,762	-	-	-	0

(第2目) 総合調査費

本目は、海外事務所の運営等に要する経費である。

市長室 63,207 千円

(項)徴税費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
3 徴 税 費	3,073,603	2,385,656	687,947	2,740,218	-	14,000	319,385
1 賦 課 徴 収 費	3,071,976	2,385,211	686,765	2,740,218	-	14,000	317,758
2 固 定 資 産 審 査 委 員 会 費	1,627	445	1,182	-	-	-	1,627

(第1目)賦課徴収費

本目は、市税の賦課徴収、税務広報等に要する経費である。

1 一般事務に要する経費	576,351 千円
2 市税機械処理関係経費	1,395,534 千円
3 税務事務に要する経費	1,077,962 千円
4 税務広報に要する経費	2,129 千円
5 還付加算金	20,000 千円

行財政局 3,071,976 千円

(第2目)固定資産審査委員会費

本目は、固定資産評価審査委員会の運営に要する経費である。

行財政局 1,627 千円

(項)財産管理費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
4 財 産 管 理 費	1,575,430	2,187,001	△ 611,571	-	671,000	1,078,756	△ 174,326
1 財 産 管 理 費	1,575,430	2,187,001	△ 611,571	-	671,000	1,078,756	△ 174,326

(第1目)財産管理費

本目は、市有財産の活用、管理保全及び公有地の拡大に関する法律・国土利用計画法の施行に伴う事務、都市整備等基金の積立等に要する経費である。

1 市有財産の活用、管理、保全及び処分に要する経費等	714,274 千円
2 損害保険料	23,914 千円
3 一般土地購入費	100,000 千円
4 規準地の鑑定料等に要する経費	2,250 千円
5 不動産評価審議会等の経費	1,317 千円
6 国土利用計画法に基づく事務等の経費	949 千円
7 都市整備等基金の積立	732,726 千円

行財政局 1,575,430 千円

(項)繰出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	195,071,951	199,418,967	△ 4,347,016	13,463,785	4,109,000	36,834,767	140,664,399
1 繰 出 金	186,973,197	191,201,612	△ 4,228,415	13,463,785	4,109,000	33,436,413	135,963,999
1 市場事業費へ繰出金	393,222	412,718	△ 19,496	-	-	-	393,222
2 食肉センター事業費へ繰出金	421,889	443,037	△ 21,148	-	-	-	421,889
3 国民健康保険事業費へ繰出金	15,827,396	16,054,439	△ 227,043	8,153,024	-	-	7,674,372
4 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	4,000	4,000	-	-	-	-	4,000
5 市街地再開発事業費へ繰出金	1,314,914	2,055,482	△ 740,568	-	-	-	1,314,914
6 市営住宅営業費へ繰出金	657,520	531,356	126,164	-	-	-	657,520
7 介護保険事業費へ繰出金	23,780,991	24,712,758	△ 931,767	1,478,625	-	-	22,302,366
8 後期高齢者医療事業費へ繰出金	25,049,004	22,899,268	2,149,736	3,832,136	-	-	21,216,868
9 空港整備事業費へ繰出金	1,275,742	1,445,577	△ 169,835	-	-	0	1,275,742
10 公債費へ繰出金	96,891,530	97,603,675	△ 712,145	-	-	27,688,613	69,202,917
11 下水道事業会計へ繰出金	5,285,621	4,372,906	912,715	-	-	-	5,285,621
12 港湾事業会計へ繰出金	6,515,430	7,657,389	△ 1,141,959	-	-	5,612,800	902,630
13 自動車事業会計へ繰出金	1,099,334	1,317,099	△ 217,765	-	-	-	1,099,334
14 高速鉄道事業会計へ繰出金	7,969,824	10,135,901	△ 2,166,077	-	3,671,000	135,000	4,163,824
15 水道事業会計へ繰出金	485,868	633,599	△ 147,731	-	438,000	-	47,868
16 工業用水道事業会計へ繰出金	912	1,464	△ 552	-	-	-	912
○ 農業集落排水事業費へ繰出金	0	920,944	△ 920,944	-	-	-	0

繰出金の説明

○市場事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	393,222 千円
○食肉センター事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	421,889 千円
○国民健康保険事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	15,827,396 千円
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	4,000 千円
○市街地再開発事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	1,314,914 千円
○市営住宅事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	657,520 千円
○介護保険事業費へ繰出金	低所得者保険料軽減負担金及び 一般財源所要額繰出	23,748,143 千円
○後期高齢者医療事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	25,049,004 千円
○空港整備事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	1,275,742 千円
○公債費へ繰出金	公債元利償還予定額等繰出	96,891,530 千円
○下水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	5,285,621 千円
○港湾事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	6,515,430 千円
○自動車事業会計へ繰出金	経営改善促進補助金等繰出	1,099,334 千円
○高速鉄道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出等	7,969,824 千円
○水道事業会計へ繰出金	阪神水道企業団繰出金等に 対する繰出	485,868 千円
○工業用水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	912 千円
行財政局		186,973,197 千円

(項)過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
2 過 年 度 支 出	1,700,000	1,700,000	0	-	-	-	1,700,000
1 過 年 度 支 出	1,700,000	1,700,000	0	-	-	-	1,700,000

(第1目)過年度支出

本目は、市税の過年度返還金に要する経費である。

行財政局 1,700,000 千円

(項)雑出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
3 雑 出	6,398,754	6,517,355	△ 118,601	-	-	3,398,354	3,000,400
1 諸 費	6,398,754	6,517,355	△ 118,601	-	-	3,398,354	3,000,400

(第1目)諸費

本目は、公債基金の積立等に要する経費である。

行財政局 6,398,754 千円

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
16 予 備 費	1,200,000	1,200,000	0	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	1,200,000	0	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	1,200,000	0	-	-	-	1,200,000

行財政局 1,200,000 千円

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
ホームページ監理運営システム運用	令和6年度～令和9年度	75,000	ホームページ監理運営システムの運用に要する経費
コンタクトセンター等運用業務	令和6年度～令和11年度	587,000	コンタクトセンター等の運用に要する経費
イベント情報管理システム運営	令和6年度～令和10年度	12,000	イベント情報管理システムの運営に要する経費
ネットモニターシステム運用	令和6年度～令和9年度	10,000	ネットモニターシステムの運用に要する経費
収蔵資料管理システム構築・運用等	令和6年度～令和12年度	40,000	収蔵資料管理システムの構築・運用等に要する経費
庁舎等借上料	令和6年度～令和8年度	33,000	庁舎等の借り上げに要する経費
(仮称)歴史公文書館整備	令和6年度～令和7年度	553,000	(仮称)歴史公文書館の整備に要する経費
市役所本庁舎1号館改修	令和6年度～令和7年度	132,000	市役所本庁舎1号館の改修に要する経費
税務事務人材派遣等	令和6年度～令和7年度	70,000	税務事務に係る人材派遣等に要する経費
固定資産税サブシステム再構築	令和6年度～令和7年度	182,000	固定資産税サブシステムの再構築に要する経費
税務業務委託等	令和6年度～令和8年度	672,000	税務業務の委託等に要する経費
税務事務人材派遣等	令和6年度～令和9年度	390,000	税務事務に係る人材派遣等に要する経費
葦合町法面対策工事等	令和6年度～令和7年度	914,000	葦合町法面対策工事等に要する経費
令和6年度地方債証券共同発行 連帯債務	令和6年度～令和16年度	1,065,000,000 外に利息相当額	令和6年度における地方債の共同発行によって生ずる連 帯債務
議会棟Wi-Fi機器更新・運用保守	令和6年度～令和9年度	12,000	議会棟のWi-Fi機器更新・運用保守に要する経費
議会ネット中継機器更新・運用保守	令和6年度～令和10年度	17,000	議会のネット中継用のWi-Fi機器更新・運用保守に要する 経費

5 市 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	2,754,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	4,199,000			
保健衛生施設整備事業	607,000			
埋立処分地建設事業	260,000			
環境工場整備事業	2,616,000			
事業所等整備事業	129,000			
収集車両整備事業	247,000			
道路整備事業	10,775,000			
公園整備事業	2,166,000			
河川砂防整備事業	1,412,000			
海岸保全事業	189,000			
港湾防災事業	2,620,000			
自然災害防止事業	681,000			
区画整理事業	1,270,000			
街路事業	7,600,000			
住宅建設事業	105,000			
消防施設整備事業	2,916,000			
学校教育施設整備事業	8,746,000			
社会教育施設整備事業	2,607,000			
危機管理対策事業	67,000			
庁舎等整備事業	1,074,000			
区総合庁舎整備事業	183,000			
文化施設等整備事業	4,478,000			
商工施設等整備事業	658,000			
農政施設整備事業	187,000			
漁業施設整備事業	643,000			
農業基盤整備事業	121,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,250,000			
高速鉄道事業会計出資金	3,522,000			
高速鉄道事業会計補助金	149,000			
水道事業会計出資金	438,000			
臨時財政対策債	9,952,000			

6 一時借入金

借入最高額

90,000,000 千円

地方債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末及び
令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高見込額	令和6年度中増減見込み		令和6年度末 現在高見込額
			令和6年度中 起債見込額	令和6年度中 元金償還見込額	
1 普通債	484,922,386	538,737,521	51,899,000	22,825,416	567,811,105
(1) 民生債	25,773,520	28,397,120	2,754,000	520,763	30,630,357
(2) 衛生債	56,238,762	53,235,309	4,806,000	4,324,765	53,716,544
(3) 環境債	47,856,674	49,154,156	3,252,000	3,527,314	48,878,842
(4) 土木債	147,179,114	174,345,964	17,843,000	5,818,763	186,370,201
(5) 都市計画債	61,315,270	66,271,060	8,870,000	3,121,841	72,019,219
(6) 住宅債	1,762,900	1,720,285	105,000	44,600	1,780,685
(7) 消防債	17,063,674	18,775,388	2,916,000	1,601,570	20,089,818
(8) 教育債	127,732,472	146,838,239	11,353,000	3,865,800	154,325,439
2 災害復旧債	4,047,812	3,654,247	-	426,522	3,227,725
3 その他	132,300,247	144,728,278	12,770,000	7,909,337	149,588,941
(1) 出資金	67,835,290	67,158,684	3,960,000	4,943,583	66,175,101
(2) 貸付金	31,527,550	31,491,181	1,250,000	1,582,422	31,158,759
(3) その他	32,937,407	46,078,413	7,560,000	1,383,332	52,255,081
4 減税補てん債	22,409,000	20,173,000	-	869,000	19,304,000
5 臨時税収補てん債	799,001	799,001	-	-	799,001
6 臨時財政対策債	608,915,463	613,136,277	9,952,000	13,534,696	609,553,581
7 退職手当債	5,818,000	5,148,000	-	-	5,148,000
合 計	1,259,211,909	1,326,376,324	74,621,000	45,564,971	1,355,432,353

(予算第 12 号議案)

令和 6 年度神戸市公債費予算

公 債 費

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		208,414,188	
	1 他 会 計 繰 入 金	167,489,941	
	2 基 金 繰 入 金	40,924,247	
2 市 債		60,263,000	
	1 市 債	60,263,000	
歳 入 合 計		268,677,188	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		268,677,188	
	1 公 債 費	268,677,188	
歳 出 合 計		268,677,188	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 繰 入 金	208,414,188	216,646,281	△ 8,232,093	
1 他 会 計 繰 入 金	167,489,941	172,497,736	△ 5,007,795	公債元利償還金、一時借入金利子及び発行手数料その他公債諸費に充当するための各会計からの繰入金
1 一 般 会 計 繰 入 金	96,891,530	97,603,675	△ 712,145	
1 元 金	19,438,371	22,830,985	△ 3,392,614	
2 利 子	11,084,576	10,598,333	486,243	
3 公 債 諸 費	639,633	769,907	△ 130,274	
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	
5 満 期 一 括 償 還 積 立 金	65,698,950	63,374,450	2,324,500	
2 市 場 事 業 費 繰 入 金	441,990	393,928	48,062	
1 元 金	241,069	264,475	△ 23,406	
2 利 子	52,409	49,791	2,618	
3 公 債 諸 費	2,912	10,862	△ 7,950	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	145,600	68,800	76,800	
3 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 繰 入 金	126,726	118,678	8,048	
1 元 金	85,566	85,172	394	
2 利 子	11,166	8,782	2,384	
3 公 債 諸 費	1,494	3,324	△ 1,830	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	28,500	21,400	7,100	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費繰入金	129,744	52,489	77,255	
1 元 金	129,744	52,489	77,255	
5 市街地再開発 事業費金 繰入金	2,222,638	2,616,249	△ 393,611	
1 元 金	131,916	131,903	13	
2 利 子	228,864	183,475	45,389	
3 公 債 諸 費	20,858	33,371	△ 12,513	
4 満期一括 償積立金	1,841,000	2,267,500	△ 426,500	
6 市営住宅 事業費金 繰入金	8,846,023	8,813,657	32,366	
1 元 金	5,155,781	5,184,206	△ 28,425	
2 利 子	646,974	720,575	△ 73,601	
3 公 債 諸 費	79,768	95,776	△ 16,008	
4 満期一括 償積立金	2,963,500	2,813,100	150,400	
7 空港整備 事業費金 繰入金	906,258	972,558	△ 66,300	
1 元 金	297,899	406,513	△ 108,614	
2 利 子	84,067	42,764	41,303	
3 公 債 諸 費	17,492	16,481	1,011	
4 満期一括 償積立金	506,800	506,800	0	
8 下水 事業会計 繰入金	9,734,138	11,936,213	△ 2,202,075	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
			1 元 金	7,625,148	9,906,901	△ 2,281,753							
			2 利 子	2,054,926	1,971,444	83,482							
			3 公 債 諸 費	54,064	57,868	△ 3,804							
			9 港 事 業 会 計 繰 入 金	12,220,389	20,246,135	△ 8,025,746							
			1 元 金	10,620,877	18,579,021	△ 7,958,144							
			2 利 子	1,503,470	1,589,517	△ 86,047							
			3 公 債 諸 費	96,042	77,597	18,445							
			4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	0	0	0							
			10 新 都 市 整 備 事 業 会 計 繰 入 金	18,866,974	11,039,070	7,827,904							
			1 元 金	18,773,689	10,878,000	7,895,689							
			2 利 子	92,105	159,868	△ 67,763							
			3 公 債 諸 費	1,180	1,202	△ 22							
			11 自 動 車 事 業 会 計 繰 入 金	800,156	463,163	336,993							
			1 元 金	721,527	391,560	329,967							
			2 利 子	67,781	60,106	7,675							
			3 公 債 諸 費	10,848	11,497	△ 649							
			12 高 速 鉄 道 事 業 会 計 繰 入 金	13,844,171	15,025,800	△ 1,181,629							
			1 元 金	11,715,349	12,971,581	△ 1,256,232							

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2 利 子	2,036,508	2,012,745	23,763	
	3 公 債 諸 費	92,314	41,474	50,840	
13	水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	2,184,616	2,152,565	32,051	
	1 元 金	1,767,674	1,773,009	△ 5,335	
	2 利 子	377,908	379,556	△ 1,648	
	3 公 債 諸 費	39,034	0	39,034	
14	工 業 用 水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	274,588	278,612	△ 4,024	
	1 元 金	221,103	220,692	411	
	2 利 子	53,465	57,900	△ 4,435	
	3 公 債 諸 費	20	20	0	
○	農 業 集 落 排 水 事 業 費 金 繰 入 金	0	784,944	△ 784,944	
	1 元 金	0	646,331	△ 646,331	
	2 利 子	0	73,558	△ 73,558	
	3 公 債 諸 費	0	3,355	△ 3,355	
	4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	0	61,700	△ 61,700	
2	基 金 繰 入 金	40,924,247	44,148,545	△ 3,224,298	公債基金からの繰入金
	1 公 債 基 金 繰 入 金	40,924,247	44,148,545	△ 3,224,298	
	1 元 金	40,794,128	44,002,935	△ 3,208,807	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節				本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
		2 利	子	129,987	145,439	△ 15,452	
		3 公 債 諸 費		132	171	△ 39	
2 市 債				60,263,000	59,938,000	325,000	
	1 市	債		60,263,000	59,938,000	325,000	
		1 借 換 債		60,263,000	59,938,000	325,000	公募債等の借換額
歳 入 合 計				268,677,188	276,584,281	△ 7,907,093	

3 歳出予算の説明

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 公 債 費	268,677,188	276,584,281	△ 7,907,093	-	60,263,000	111,522,658	96,891,530
1 公 債 費	268,677,188	276,584,281	△ 7,907,093	-	60,263,000	111,522,658	96,891,530
1 元 金	167,475,134	186,288,773	△ 18,813,639	-	60,263,000	88,070,781	19,141,353
2 利 子	18,424,206	18,053,853	370,353	-	-	7,339,630	11,084,576
3 公 債 諸 費	1,055,791	1,122,905	△ 67,114	-	-	416,158	639,633
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000
5 減 債 積 立 金	81,692,057	71,088,750	10,603,307	-	-	15,696,089	65,995,968

公債費の説明

○ 公債の元金償還金	167,475,134 千円
○ 公債の利子及び割引発行の場合の割引料	18,424,206 千円
○ 公債の発行及び償還に伴う諸費	1,055,791 千円
○ 歳計現金不足を補うための一時借入金の利子	30,000 千円
○ 満期一括償還積立金	71,184,350 千円
○ 公債基金への積立	10,507,707 千円

地方債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末及び令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令 和 4 年 度 末 現 在 高	令 和 5 年 度 末 現 在 高 見 込 額	令 和 6 年 度 中 増 減 見 込 み		令 和 6 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			令 和 6 年 度 中 起 債 見 込 額	令 和 6 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
公 債 基 金 債	28,613,196	19,790,161	10,755,307	6,911,228	23,634,240

Ⅲ 関 連 議 案

第 号議案

公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の件
公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(図書館条例の一部改正)

第1条 神戸市立図書館条例(昭和25年10月条例第206号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第8条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第8条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。 3 [略]

(食肉センター条例の一部改正)

第2条 神戸市立食肉センター条例(昭和29年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第9条 [略]	第9条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

（都市公園条例の一部改正）

第3条 神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金）	（利用料金）
第16条の2 [略]	第16条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の承認をしたときは、	3 市長は、前項の承認をしたときは、

その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
4、5 [略]	4、5 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第23条の2 [略]	第23条の2 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(児童福祉施設等に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市立児童福祉施設等に関する条例(昭和33年4月条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第11条 [略]	第11条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5、6 [略]	5、6 [略]

(御影公会堂条例の一部改正)

第5条 神戸市立御影公会堂条例（昭和34年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第17条 [略]	第17条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

（老人福祉施設条例の一部改正）

第6条 神戸市立老人福祉施設条例（昭和38年10月条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料及び利用料金)	(使用料及び利用料金)
第8条 [略]	第8条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及びこれらの利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及びこれらの利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
7、8 [略]	7、8 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第11条 [略]	第11条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(監査委員条例の一部改正)

第7条 神戸市監査委員条例(昭和39年3月条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法)	(公表の方法)
第6条 監査委員の行う公表に関して	第6条 監査委員の行う公表に関して

は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

は、監査委員において、特に必要があると認めるものを除くほか、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）の定めるところによる。

（収入証紙条例の一部改正）

第8条 神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（収入証紙の売りさばき） 第3条 [略] 2 市長は、前項の規定による売りさばき人及び売りさばき所を指定したときは、直ちに、これを <u>公表</u> しなければならない。指定を取り消したとき又は売りさばき所を変更したときも、同様とする。	（収入証紙の売りさばき） 第3条 [略] 2 市長は、前項の規定による売りさばき人及び売りさばき所を指定したときは、直ちに、これを <u>告示</u> しなければならない。指定を取り消したとき又は売りさばき所を変更したときも、同様とする。

（「財政事情」の公表に関する条例）

第9条 神戸市「財政事情」の公表に関する条例（昭和39年3月条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法)	(公表の方法)
第4条 「財政事情」の公表は、 <u>インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</u>	第4条 「財政事情」の公表は、 <u>市公報によりこれを行なう。ただし、市長は必要に応じ市公報によるほか、適宜、他の方法によりその要旨を公表することができる。</u>
	2 <u>前項の市公報掲載文書は、公表の日から6箇月間市長の指定した場所において公開閲覧に供するものとする。</u>
	3 <u>前項の閲覧に関する必要な事項は、市長が定める。</u>

(集会所条例の一部改正)

第10条 神戸市立集会所条例（昭和40年4月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(路外駐車場条例の一部改正)

第11条 神戸市立路外駐車場条例（昭和42年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(厚生年金住宅条例の一部改正)

第12条 神戸市厚生年金住宅条例（昭和44年3月条例第46号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定管理者の指定等）	（指定管理者の指定等）
第17条　〔略〕	第17条　〔略〕
2～4　〔略〕	2～4　〔略〕
5　市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	5　市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

（総合福祉センター条例の一部改正）

第13条　神戸市立総合福祉センター条例（昭和44年10月条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(ひとり親家庭支援センター条例の一部改正)

第14条 神戸市ひとり親家庭支援センター条例（昭和44年10月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第7条 [略]	第7条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(自然の家条例の一部改正)

第15条 神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第9条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。別表第2号に規定する繁忙日を承認したときも、同様とする。 4、5 [略]	(利用料金) 第9条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。別表第2号に規定する繁忙日を承認したときも、同様とする。 4、5 [略]
(指定管理者の指定等) 第12条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(指定管理者の指定等) 第12条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(婦人会館条例の一部改正)

第16条 神戸市立婦人会館条例（昭和48年3月条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。	3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。
4 [略]	4 [略]

(港湾施設条例の一部改正)

第17条 神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)

第42条 [略]	第42条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(文化ホール条例の一部改正)

第18条 神戸文化ホール条例(昭和48年4月条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
4、5 [略]	4、5 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又	2 市長は、指定管理者の指定をし、又

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(丸山コミュニティ・センター条例の一部改正)

第19条 神戸市立丸山コミュニティ・センター条例（昭和48年12月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第15条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第15条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(消費生活センター条例の一部改正)

第20条 神戸市消費生活センター条例（昭和49年4月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第11条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第11条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(六甲山牧場条例の一部改正)

第21条 神戸市立六甲山牧場条例（昭和50年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第5条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 5～7 [略]	(利用料金) 第5条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 5～7 [略]

(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(海づり公園条例の一部改正)

第22条 神戸市立海づり公園条例（昭和51年4月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
5、6 [略]	5、6 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第16条 [略]	第16条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、そ	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、そ

の旨を公表するものとする。

の旨を告示するものとする。

(須磨ヨットハーバー条例の一部改正)

第23条 神戸市立須磨ヨットハーバー条例（昭和53年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(青少年会館条例の一部改正)

第24条 神戸市青少年会館条例（昭和55年4月条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(国際会議場条例の一部改正)

第25条 神戸国際会議場条例（昭和55年10月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)

<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
--	--

(国際展示場条例の一部改正)

第26条 神戸国際展示場条例（昭和55年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u></p>	<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u></p>

<p>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
---	---

(水産会館条例の一部改正)

第27条 神戸市立水産会館条例（平成56年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>3 [略]</p>

(文化センター条例の一部改正)

第28条 神戸市立文化センター条例（昭和56年8月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(ポートアイランド市民広場条例の一部改正)

第29条 ポートアイランド市民広場条例(昭和56年12月条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第21条 [略]	第21条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第30条 神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程（昭和56年12月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員の氏名等の <u>公表</u>)	(委員の氏名等の <u>公告及び掲示</u>)
第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所並びに1号委員又は2号委員の別その他必要な事項を <u>インターネットの利用その他適切な方法により公表する。</u>	第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所並びに1号委員又は2号委員の別その他必要な事項を <u>公告するとともに、その公告の内容を施行地区内の適当な場所に</u>

公告の日から起算して10日間掲示し
なければならない。

(博物館条例の一部改正)

第31条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(ポートアイランドホール条例の一部改正)

第32条 神戸ポートアイランドホール条例(昭和59年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(青少年科学館条例の一部改正)

第33条 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)

第21条 [略]	第21条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(自然環境活用センター条例の一部改正)

第34条 神戸市立自然環境活用センター条例（昭和59年3月条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(農村環境改善センター条例の一部改正)

第35条 神戸市立農村環境改善センター条例（昭和60年4月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第19条 [略]	第19条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

（国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程の一部改正）

第36条 神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程（昭和61年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員の氏名等の <u>公表</u>)	(委員の氏名等の <u>公告及び掲示</u>)
第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所、1号委員又	第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所、1号委員又

は2号委員の別その他必要な事項を
インターネットの利用その他適切な
方法により公表する。

は2号委員の別その他必要な事項を
公告するとともに、その公告の内容
を施行地区内の適当な場所に公告の
日から起算して10日間掲示しなけれ
ばならない。

(しあわせの村条例の一部改正)

第37条 神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及
び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、 その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u> するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、 その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u> するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第38条 神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(ふれあいのまちづくり条例の一部改正)

第39条 神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
4 [略]	4 [略]

(埋蔵文化財センター条例の一部改正)

第40条 神戸市埋蔵文化財センター条例（平成3年3月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(男女共同参画センター条例の一部改正)

第41条 神戸市男女共同参画センター条例（平成3年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定管理者の指定等）	（指定管理者の指定等）
第20条 [略]	第20条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

（小磯記念美術館条例の一部改正）

第42条 神戸市立小磯記念美術館条例（平成4年3月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(在宅障害者福祉センター条例の一部改正)

第43条 神戸市立在宅障害者福祉センター条例（平成4年10月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第5条の5 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第19条 [略]	(利用料金) 第5条の5 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第19条 [略]

2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(産業振興センター条例の一部改正)

第44条 神戸市産業振興センター条例（平成4年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第21条 [略]	第21条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(こうべまちづくり会館条例の一部改正)

第45条 神戸市立こうべまちづくり会館条例（平成5年3月条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第46条 道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成5年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第12条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又	(指定管理者の指定等) 第12条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又

はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 5 [略]	はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 5 [略]
---	---

(こうべ市民福祉交流センター条例の一部改正)

第47条 神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成6年1月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第20条 [略]	第20条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(体育施設条例の一部改正)

第48条 神戸市立体育施設条例（平成8年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(新開地アートひろば条例の一部改正)

第49条 新開地アートひろば条例（平成8年4月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(ファッション美術館条例の一部改正)

第50条 神戸ファッション美術館条例（平成8年10月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>

はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]
---	---

(市営住宅条例の一部改正)

第51条 神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第68条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 5～9 [略] (指定管理者の指定等) 第74条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公</u>	(利用料金) 第68条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 5～9 [略] (指定管理者の指定等) 第74条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告</u>

表するものとする。	示するものとする。
6 [略]	6 [略]

(ものづくり工場条例の一部改正)

第52条 神戸市ものづくり工場条例（平成9年10月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(水産体験学習館条例の一部改正)

第53条 神戸市立水産体験学習館条例（平成10年1月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第22条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第22条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(太閤の湯殿館条例の一部改正)

第54条 神戸市立太閤の湯殿館条例（平成11年3月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第5条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 4、5 [略]	(利用料金) 第5条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 4、5 [略]

(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(風見鶏の館等条例の一部改正)

第55条 神戸市風見鶏の館等条例（平成11年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(生涯学習支援センターその他の施設条例の一部改正)

第56条 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年3月条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第21条 [略]	第21条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(有馬温泉の館条例の一部改正)

第57条 神戸市有馬温泉の館条例（平成13年4月条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]

<p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
---	---

(身体障害者社会参加支援施設条例の一部改正)

第58条 神戸市立身体障害者社会参加支援施設条例(平成15年3月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(臨床研究情報センター条例の一部改正)

第59条 神戸臨床研究情報センター条例(平成15年3月条例第61号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第18条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第18条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(有馬温泉観光交流センター条例の一部改正)

第60条 神戸市立有馬温泉観光交流センター条例（平成15年3月条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(こうべ市歯科センター条例の一部改正)

第61条 神戸市立こうべ市歯科センター条例(平成16年3月条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第9条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。	(指定管理者の指定等) 第9条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第62条 神戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長の公表) 第4条 法第58条の2第3項の規定による公表は、毎年11月30日までに、インターネットの利用 <u>その他適切な方法により</u> 行うものとする。	(市長の公表) 第4条 法第58条の2第3項の規定による公表は、毎年11月30日までに、 <u>公告</u> 、インターネットの利用 <u>その他市長が定める方法により</u> 行うものとする。

(文学館条例の一部改正)

第63条 神戸文学館条例（平成18年3月条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部改正)

第64条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例(平成18年9月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(利用料金)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
---	---

(ゆかりの美術館条例の一部改正)

第65条 神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>

はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(海外移住と文化の交流センター条例の一部改正)

第66条 神戸市立海外移住と文化の交流センター条例(平成20年12月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第22条 [略]	第22条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(こども初期急病センター条例の一部改正)

第67条 神戸こども初期急病センター条例(平成22年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(指定管理者の指定等) 第20条 [略] 2～4 [略] 5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(ふたば学舎条例の一部改正)

第68条 神戸市立ふたば学舎条例（平成22年3月条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第9条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、第2項及び前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	(利用料金) 第9条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、第2項及び前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。

5、6 [略] (指定管理者の指定等)	5、6 [略] (指定管理者の指定等)
第18条 [略]	第18条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(デザイン・クリエイティブセンター神戸条例の一部改正)

第69条 デザイン・クリエイティブセンター神戸条例(平成24年3月条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第13条 [略]	第13条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、前3項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	5 市長は、前3項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
6、7 [略] (指定管理者の指定等)	6、7 [略] (指定管理者の指定等)
第24条 [略]	第24条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又	2 市長は、指定管理者の指定をし、又

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(洞川教育キャンプ場条例の一部改正)

第70条 神戸市立洞川教育キャンプ場条例(平成27年10月条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 4、5 [略]	(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 4、5 [略]
(指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例の一部改正)

第71条 神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例(平成28年9月条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第19条 [略]	第19条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(こべっこあそびひろば条例の一部改正)

第72条 神戸市こべっこあそびひろば条例（平成30年12月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(海洋博物館条例の一部改正)

第73条 神戸海洋博物館条例（令和元年9月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第8条 [略]	第8条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
5、6 [略]	5、6 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第17条 [略]	第17条 [略]

2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取り消した</u> ときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取消した</u> ときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(こども本の森神戸条例の一部改正)

第74条 こども本の森神戸条例（令和2年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取り消した</u> ときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取り消した</u> ときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(西神中央ホール条例の一部改正)

第75条 西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(都市景観条例の一部改正)

第76条 神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続）</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を<u>公表するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の手続）</p> <p>第30条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を<u>公表するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続）</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を<u>告示しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の手続）</p> <p>第30条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を<u>告示しなければならない。</u></p>

（児童センター条例の一部改正）

第77条 神戸市立児童センター条例（令和4年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（指定管理者の指定等）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（指定管理者の指定等）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

情報発信手段の多様化に伴い、条例を改正する必要があるため。

第 号議案

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件
学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 学校法人の助成に関する条例（昭和26年4月条例第19号）
- (2) 神戸市営住宅譲渡条例（昭和28年4月条例第19号）
- (3) 神戸市公債条例（昭和29年4月条例第22号）
- (4) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例（昭和32年1月条例第47号）
- (5) 神戸市統計調査条例（昭和32年6月条例第18号）
- (6) 神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）
- (7) 神戸市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年4月条例第2号）
- (8) 地方独立行政法人神戸市民病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成21年3月条例第55号）
- (9) 公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例（平成31年3月条例第45号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6号及び次項から附則第4項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

（収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する日前に売りさばかれた収入証紙（第6号の規定による廃止前の神戸市収入証紙条例（次項において「旧条例」という。）第4条の規定により無効とされるものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 旧条例第3条第1項の規定により売りさばき人として指定されていた者で第6号の規定の施行の際現に買い受けた収入証紙を保有しているものは、市長が

定めるところにより、附則第1項ただし書に規定する日から令和7年6月30日までに当該収入証紙を返還しなければならない。この場合において、市長は、その定めるところにより、現金を還付するものとする。

4 前項に規定する者を除くほか、現に収入証紙を保有する者は、附則第1項ただし書に規定する日から令和10年3月31日までの間に限り、市長が定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

(市営住宅条例の一部改正)

5 神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第28条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(譲渡する住宅の家賃の減免等)</u></p> <p><u>第28条 市長は、神戸市営住宅譲渡条例(昭和28年4月条例第19号)の規定に基づき、市営住宅の譲渡契約(その譲渡代金の支払方法が全額即金払であるものを除く。)を締結したときは、当該市営住宅の所有権を移転するまでの家賃を免除することができる。この場合において、市長は、当該市営住宅の敷地の地代に相当する額を徴収することができる。</u></p>

2 前項の市営住宅の譲渡契約を解除したときは、市長は、譲渡代金の割賦金の納付に係る月の翌月以後の家賃を徴収する。

理 由

条例の制定から時間を経過したものの見直しを行ったことに伴い、条例を廃止する必要があるため。

第 号議案

神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続条例の一部改正)

第1条 神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行政指導の方式)	(行政指導の方式)
第33条 [略]	第33条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。	4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 既に文書(前項の書面を含む。)	(2) 既に文書(前項の書面を含む。)

又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（意見公募手続）

第37条 [略]

2、3 [略]

4 意見の提出は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）を明らかにした書面又は電磁的記録によりしなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当すると

又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（意見公募手続）

第37条 [略]

2、3 [略]

4 意見は、次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。

(1) 規則等制定機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信

(2) 規則等制定機関が指定する送信先への電子メールの送信

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則等制定機関が適当であると認める方法

5 意見を提出しようとする者は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当すると

きは、第1項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 納付すべき金銭について定める法令若しくは条例の制定若しくは改廃により又は当該法令若しくは条例の規定による金銭の納付に係る歳入予算の執行に当たり必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

(3)～(7) [略]

(8) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

ア 申請、届出、金銭の納付その他の手続における当該手続の方法の多様化又は簡素化によるその負担の軽減又は利便性の向上に資することを目的とするもの

イ [略]

ウ ア及びイに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げ、様式の改廃（審査基準、処分基準若しくは行政指導指針の適用に当たり必要な事項又は届出に関する事

きは、第1項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 納付すべき金銭について定める法令又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

(3)～(7) [略]

(8) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

項（当該事項が記載された様式による届出が第35条に規定する届出の形式上の要件となる場合に限る。）の記載欄を設ける場合を除く。）その他の形式的な変更

（結果の公示等）

第41条 [略]

2～4 [略]

5 規則等制定機関は第37条第5項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

(1)、(2) [略]

（結果の公示等）

第41条 [略]

2～4 [略]

5 規則等制定機関は第37条第6項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

(1)、(2) [略]

（市民の意見提出手続に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市民の意見提出手続に関する条例（平成16年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(意見提出の期間及び方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 意見の提出は、次に掲げる事項を明らかにした書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりしなければならない。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(意見提出の期間及び方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 意見は、次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>実施機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信</u></p> <p>(2) <u>実施機関が指定する送信先への電子メールの送信</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当であると認める方法</u></p> <p><u>3 意見を提出しようとする市民は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

意見公募手続の適用除外等の規定を改正するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月 条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表 <u>第 1 及び別表第 2</u> に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>契約の相手方の選定に係る審査会</u>、臨時的な行政課題について調査審議する審</p>

属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表第1（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
神戸市宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成工事規制区域の指定その他重要事項についての調査審議に関する事務	
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

定評価委員会	
神戸市消防局指定管理者選定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
神戸市技能奨励賞選考委員会	神戸市技能奨励賞（優れた技能を有し、伝統的技能の継承や従来の技能の改善及び改良に取り組むとともに、技能の研鑽 ^{さん} 及び向上のための計画を有している本市に在住し、かつ、在勤する若い技能者に贈呈する賞をいう。）の受賞者の選考に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

	る審査に関する事務
神戸市政調査会	本市の政策形成に関する重要事項についての調査研究及び審議に関する事務

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理運営に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理運営に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市校区調整審議会	神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務

	る審査に関する事務

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理の委託に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理の委託に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会	教育振興基本計画（教育振興基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）の進捗状況に係る点検

[略]	[略]

	及び評価に関する事務
神戸市校 区調整審 議会	神戸市立学校設置条例 (昭和39年3月条例第 87号)に基づき設置さ れた小学校、中学校及 び義務教育学校の校区 についての調査審議に 関する事務
[略]	[略]

別表第2 (第1条関係)

附属機関	担任する事務
神戸市事 業者選定 委員会	契約の相手方の選定に関 する事務

備考 この表に掲げる附属機関は、担
任する事務の欄に規定する事務の必
要性に応じて執行機関が設置する。

(博物館条例の一部改正)

第2条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館・美術館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>協議会に博物館分科会及び小磯記念美術館分科会を設置する。</u></p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p>

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第3条 神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(博物館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>美術館に置く博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項に規定する博物館協議会については、神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)第12条の定めるところに</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(美術館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p>

よる。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部改正)

第4条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表) 第15条 [略]	(公表) 第15条 [略]

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かななければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かななければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4項中「当

<p>項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>
--	--

（市民の安全の推進に関する条例の一部改正）

第5条 神戸市民の安全の推進に関する条例（平成10年1月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 [略]

附則

第 8 章 [略]

第 26 条、第 27 条 [略]

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 神戸市安全なまちづくりに
関する懇話会（第 26 条）

第 9 章 [略]

附則

第 8 章 神戸市安全なまちづく
りに関する懇話会

（懇話会の設置）

第 26 条 市長の附属機関として、神戸
市安全なまちづくりに関する懇話会
（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、市長の諮問に応じ、安全
に関する基本的施策及び市域におけ
る安全なまちづくりに関する基本的
事項を調査審議するものとする。

3 懇話会は、安全に関する施策及び
市域における安全なまちづくりに関
する事項に関し、市長に意見を述べ
ることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、懇話
会の組織及び運営に関し必要な事項
は、規則で定める。

第 9 章 [略]

第 27 条、第 28 条 [略]

（屋外広告物条例の一部改正）

第 6 条 神戸市屋外広告物条例（平成 12 年 1 月条例第 50 号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>

(男女共同参画の推進に関する条例の一部改正)

第7条 神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成15年3月条例第57号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条　〔略〕</p> <p>2、3　〔略〕</p>	<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条　〔略〕</p> <p>2、3　〔略〕</p> <p><u>4　市は、男女共同参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者の表彰を行い、当該取組を公表するものとする。</u></p> <p><u>第16条の2　市長の附属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2　選考委員会は、前条第4項に規定する事業者の表彰に係る受賞者の選考に関する事務を行う。</u></p> <p><u>3　前項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

(市民等からの申出の処理)

第20条

市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案(以下「苦情等」という。)並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合で、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴いた上で、適切な措置を講じるものとする。

(市民等からの申出の処理)

第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案(以下「苦情等」という。)並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

<p><u>3</u> 市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p><u>6</u> 市長は、前項の措置を行うに当たって、必要があると認めるときは、<u>第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>7</u> 前各項に定めるもののほか、市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	--

(交通安全対策会議条例の廃止)

第8条 神戸市交通安全対策会議条例(昭和46年3月条例第59号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。

第 98 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和年 6 年 2 月 15 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,930</u>人(うち福祉事務所職員 <u>975</u>人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,125</u>人(うち教育職員 <u>8,375</u>人)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,990</u>人(うち福祉事務所職員 <u>1,002</u>人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,049</u>人(うち教育職員 <u>8,282</u>人)</p>

(6) 消防職員 <u>1,473人</u>	(6) 消防職員 <u>1,457人</u>
(7)、(8) [略]	(7)、(8) [略]
(9) 交通局の職員 <u>979人</u>	(9) 交通局の職員 <u>1,013人</u>
(10) 水道局の職員 <u>573人</u>	(10) 水道局の職員 <u>609人</u>
(11) 合計 <u>20,179人</u>	(11) 合計 <u>20,217人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 11 号議案

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の件
職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の件
職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
休職の事由	勤続年数区分	休職の期間	休職の事由	勤続年数区分	休職の期間
負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病を除く。）による法第28条第2項第1号の休職	2年未満	1年	負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病を除く。）による法第28条第2項第1号の休職	2年未満	1年
	2年以上4年未満	2年		2年以上4年未満	2年
	4年以上	3年		4年以上	3年
		休職の事由となる疾病が、公務上の負傷又は疾病に起因する蓋然性を有する場合であつて、任命権者が特に必要と認めるときは、期間を延長することができる。			
[略]		[略]	[略]		[略]
[略]		[略]	[略]		[略]
(注)			(注)		
<u>1</u> 公務上の負傷又は疾病とは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条の規定に基づき公務災害として認定された負傷又は疾病をいう。			<u>1</u> 通勤とは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。		
<u>2</u> 通勤とは、地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。			<u>2、3</u> [略]		
<u>3、4</u> [略]					

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

休職の事由となる疾病が、公務上の負傷又は疾病に起因する蓋然性を有する場合で、特に必要と認めるときに休職の期間を延長する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 12 号議案

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例（平成 14 年 12 月 条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>令和 6 年 4 月分から令和 7 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものゝ給与に	<u>令和 5 年 4 月分から令和 6 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものゝ給与に

<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和6年度</u>の6月1日</p>	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和5年度</u>の6月1日</p>

<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の222.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の222.5</u>（市長にあつては<u>100分の222.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の222.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>	<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の227.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の227.5</u>（市長にあつては<u>100分の227.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の227.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 13 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準)	(昇給等の基準)
第 4 条 [略]	第 4 条 [略]
2～11 [略]	2～11 [略]
12 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の項に掲げる基準給料月額のうち、第 2 項の規定に	12 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の欄に掲げる基準給料月額のうち、第 2 項の規定に

より当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第4条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 [略]

より当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 [略]

(住居手当)

第8条の3 [略]

2 住居手当の支給区分及びその月額
は、4,000円(借家又は借間を住居と
している者であつて人事委員会規則
で定めるものについては、19,000円)
を超えない範囲内において、人事委
員会規則で定める。ただし、人事委員
会規則で特に定める者については、
これらの額に15,000円を超えない範
囲内において、人事委員会規則で定
める額を加算した額とすることがで
きる。

3 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 医療職給料表(1)の適用
を受ける職員又はこれに準ずる者で
あつて人事委員会規則で定めるもの
の職のうち採用による欠員の補充が
困難であると認められる職で人事委
員会規則で定めるものには、月額
251,700円を超えない範囲内の額を、
採用の日の属する月の翌月(その日
が月の初日であるときは、その日の
属する月)から35年以内の期間、初任
給調整手当として支給する。

(住居手当)

第8条の3 [略]

2 住居手当の支給区分及びその月額
は、4,000円(借家又は借間を住居と
している者であつて人事委員会規則
で定めるものについては、19,000円)
を超えない範囲内において、人事委
員会規則で定める。

3 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 次の各号に掲げる職に新
たに採用された職員には、当該各号
に掲げる額を超えない範囲内の額
を、採用の日の属する月の翌月(その
日が月の初日であるときは、その日
の属する月)から、第1号に掲げる職
に係るものにあつては35年以内、第
2号に掲げる職に係るものにあつて
は21年以内、第3号に掲げる職に係
るものにあつては5年以内の期間、
初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受け
る職員又はこれに準ずる者であつ
て人事委員会規則で定めるものの

職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 251,700円

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 8,500円

(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 2,500円

2、3 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2～5 [略]

6、7 [略]

(期末手当等)

第19条 職員に対しては、別に条例の定めるところにより、期末手当等を支給する。

2、3 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2～5 [略]

6 任期付職員法第4条の規定により採用された職員については、第4条第6項から第11項まで及び第8条の2第4項の規定は、適用しない。

7、8 [略]

(期末手当等)

第19条 職員に対しては、別に条例の定めるところにより、期末手当等(会計年度任用職員にあつては、期末手

(パートタイム会計年度任用職員の
給与等)

第20条の2 法第22条の2第1項第1
号に掲げる職員(以下「パートタイム
会計年度任用職員」という。)の給与
は、前各条(第19条を除く。)の規定
にかかわらず、フルタイム会計年度
任用職員に支給される給料に相当す
る報酬(以下「基本報酬」という。)、
第8条の2(第4項を除く。)、第10
条、第10条の6、第10条の7及び第13
条から第16条の2までの規定により
フルタイム会計年度任用職員に支給
される手当の例により計算して得た
額の報酬並びに第19条の規定による
期末手当等とする。

2～10 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。

当)を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の
給与等)

第20条の2 法第22条の2第1項第1
号に掲げる職員(以下「パートタイム
会計年度任用職員」という。)の給与
は、前各条(第19条を除く。)の規定
にかかわらず、フルタイム会計年度
任用職員に支給される給料に相当す
る報酬(以下「基本報酬」という。)、
第8条の2(第4項を除く。)、第10
条、第10条の6、第10条の7及び第13
条から第16条の2までの規定により
フルタイム会計年度任用職員に支給
される手当の例により計算して得た
額の報酬並びに第19条の規定による
期末手当とする。

2～10 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 [略]	3 [略]
別表第2 消防職給料表(第3条関係)	別表第2 消防職給料表(第3条関係)
[略]	[略]
備考	備考
1 [略]	1 [略]
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に <u>5,000円</u> をそれぞれ加算した額とする。	2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に <u>3,700円</u> をそれぞれ加算した額とする。
3 [略]	3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		[略]	[略]	314,200 (333,800) (353,400) (381,900)	[略]	[略]

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		[略]	[略]	314,200	[略]	[略]

備考

備考

1、2 [略]

1、2 [略]

3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は総括主幹教諭及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、中段の括弧内の給料月額は専門官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は統括官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

ウ、エ [略]

ウ、エ [略]

オ 教育職給料表(5)

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	298,600 (325,000) (353,400) (381,900)	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は総括主幹教諭及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、中段の括弧内の給料月額は専門官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は統括官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	298,600	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	[略]	[略]	[略]
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	[略]	[略]	[略]
	1	167,100	192,900	224,800			
	2	168,200	194,600	226,600			
	3	169,300	196,300	228,400			
	4	170,400	198,000	230,100			
	5	171,500	199,600	231,800			
	6	172,600	201,300	233,500			
	7	173,700	203,000	235,200			
	8	174,800	204,700	237,000			
	9	176,100	206,200	238,800			
	10	177,500	207,900	240,500			
	11	178,800	209,500	242,200			
	12	180,100	211,100	243,800			
	13	181,200	212,700	244,900			
	14	182,500	214,500	246,700			
	15	183,800	216,300	248,500			
	16	185,100	218,100	250,100			
	17	186,600	219,700	251,400			
	18	188,200	221,700	253,300			
	19	189,800	223,700	255,200			
	20	191,400	225,700	257,100			
	21	192,900	227,700	258,500			
	22	194,600	229,300	260,500			
	23	196,300	230,900	262,500			
	24	198,000	232,500	264,500			
	25	199,600	234,000	265,800			
	26	201,300	235,400	267,600			
	27	203,000	236,900	269,400			
	28	204,700	238,400	271,200			
	29	206,200	239,400	272,500			
	30	207,900	241,000	274,500			
	31	209,500	242,600	276,500			
	32	211,100	244,200	278,500			
	33	212,700	245,400	279,900			
	34	214,500	247,200	281,800			
	35	216,300	249,000	283,800			
	36	218,100	250,700	285,700			
	37	219,700	251,900	286,900			
	38	220,600	253,600	288,700			
	39	221,500	255,300	290,400			
	40	222,400	257,000	292,200			
	41	223,400	258,100	293,600			
	42	224,200	259,500	295,400			
	43	225,000	260,900	297,000			
	44	225,800	262,300	298,800			
	45	226,500	263,100	300,100			
	46	227,500	265,000	302,000			
	47	228,500	266,900	303,800			
	48	229,500	268,800	305,600			
	49	229,800	270,200	306,900			
	50	230,800	272,000	308,800			
	51	231,800	273,900	310,700			
	52	232,800	275,800	312,500			
53	233,300	277,200	314,000				

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	[略]	[略]	[略]
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	[略]	[略]	[略]
	1	159,500	185,300	217,200			
	2	160,600	187,000	219,000			
	3	161,700	188,700	220,800			
	4	162,800	190,400	222,500			
	5	163,900	192,000	224,200			
	6	165,000	193,700	225,900			
	7	166,100	195,400	227,600			
	8	167,200	197,100	229,400			
	9	168,500	198,600	231,200			
	10	169,900	200,300	232,900			
	11	171,200	201,900	234,600			
	12	172,500	203,500	236,200			
	13	173,600	205,100	237,800			
	14	174,900	206,900	239,600			
	15	176,200	208,700	241,400			
	16	177,500	210,500	243,000			
	17	179,000	212,100	244,700			
	18	180,600	214,100	246,600			
	19	182,200	216,100	248,500			
	20	183,800	218,100	250,400			
	21	185,300	220,100	252,300			
	22	187,000	221,700	254,300			
	23	188,700	223,300	256,300			
	24	190,400	224,900	258,300			
	25	192,000	226,400	260,100			
	26	193,700	227,800	261,900			
	27	195,400	229,300	263,700			
	28	197,100	230,800	265,500			
	29	198,600	232,300	267,300			
	30	200,300	233,900	269,300			
	31	201,900	235,500	271,300			
	32	203,500	237,100	273,300			
	33	205,100	238,700	275,100			
	34	206,900	240,500	277,000			
	35	208,700	242,300	279,000			
	36	210,500	244,000	280,900			
	37	212,100	245,700	282,700			
	38	213,000	247,400	284,500			
	39	213,900	249,100	286,200			
	40	214,800	250,800	288,000			
	41	215,800	252,400	289,800			
	42	216,600	253,800	291,600			
	43	217,400	255,200	293,200			
	44	218,200	256,600	295,000			
	45	218,900	257,900	296,700			
	46	219,900	259,800	298,600			
	47	220,900	261,700	300,400			
	48	221,900	263,600	302,200			
	49	222,700	265,400	304,100			
	50	223,700	267,200	306,000			
	51	224,700	269,100	307,900			
	52	225,700	271,000	309,700			
53	226,600	273,000	311,600				

54	234,300	279,200	315,900
55	235,300	281,100	317,700
56	236,300	283,000	319,500
57	236,800	284,500	320,500
58	237,600	286,100	322,400
59	238,400	287,700	324,300
60	239,200	289,200	326,200
61	239,500	290,300	327,200
62	240,200	291,800	329,000
63	240,900	293,300	330,700
64	241,700	294,800	332,400
65	241,900	295,700	333,400
66	242,600	297,400	334,500
67	243,400	299,100	335,500
68	244,100	300,700	336,500
69	244,400	302,000	337,600
70	245,100	303,600	338,500
71	245,800	305,200	339,400
72	246,600	306,700	340,300
73	246,700	307,400	341,000
74	247,300	308,600	341,800
75	248,000	310,000	342,600
76	248,700	311,400	343,400
77	249,000	312,200	344,200
78	249,600	313,600	344,800
79	250,100	315,000	345,400
80	250,600	316,200	345,900
81	250,700	316,800	346,500
82	251,200	317,800	347,000
83	251,600	318,800	347,500
84	252,000	319,700	348,000
85	252,300	320,200	348,500
86	252,800	320,900	348,900
87	253,300	321,600	349,200
88	253,700	322,200	349,500
89	254,000	322,600	349,800
90	254,500	323,300	350,100
91	255,000	323,900	350,400
92	255,500	324,400	350,700
93	255,800	324,900	351,000
94	256,300	325,400	351,300
95	256,800	325,900	351,600
96	257,300	326,400	351,900
97	257,700	326,900	352,200
98		327,400	352,400
99		327,900	352,700
100		328,400	353,000
101		328,900	353,200
102			353,500
103			353,800
104			354,000
105			354,200
106			354,500
107			354,800
108			355,000
109			355,200
110			355,500

54	227,600	275,000	313,500
55	228,600	276,900	315,300
56	229,600	278,800	317,100
57	230,600	280,700	319,000
58	231,400	282,300	320,900
59	232,200	283,900	322,800
60	233,000	285,400	324,700
61	233,800	286,900	326,600
62	234,500	288,400	328,400
63	235,200	289,900	330,100
64	236,000	291,400	331,800
65	236,700	292,900	333,400
66	237,400	294,600	334,500
67	238,200	296,300	335,500
68	238,900	297,900	336,500
69	239,600	299,600	337,600
70	240,300	301,200	338,500
71	241,000	302,800	339,400
72	241,800	304,300	340,300
73	242,500	305,600	341,000
74	243,100	306,800	341,800
75	243,800	308,200	342,600
76	244,500	309,600	343,400
77	245,200	311,000	344,200
78	245,800	312,400	344,800
79	246,300	313,800	345,400
80	246,800	315,000	345,900
81	247,300	316,100	346,500
82	247,800	317,100	347,000
83	248,200	318,100	347,500
84	248,600	319,000	348,000
85	249,000	319,800	348,500
86	249,500	320,500	348,900
87	250,000	321,200	349,200
88	250,400	321,800	349,500
89	250,800	322,500	349,800
90	251,300	323,200	350,100
91	251,800	323,800	350,400
92	252,300	324,300	350,700
93	252,700	324,900	351,000
94	253,200	325,400	351,300
95	253,700	325,900	351,600
96	254,200	326,400	351,900
97	254,600	326,900	352,200
98		327,400	352,400
99		327,900	352,700
100		328,400	353,000
101		328,900	353,200
102			353,500
103			353,800
104			354,000
105			354,200
106			354,500
107			354,800
108			355,000
109			355,200
110			355,500

	111			355,700			
	112			355,900			
	113			356,100			
	114			356,400			
	115			356,600			
	116			356,800			
	117			357,000			
	118			357,200			
	119			357,400			
	120			357,600			
	121			357,800			
	122			358,000			
	123			358,200			
	124			358,400			
	125			358,600			
	126			358,800			
	127			359,000			
	128			359,100			
	129			359,200			
	130			359,400			
	131			359,600			
	132			359,700			
	133			359,800			
	134			360,000			
	135			360,200			
	136			360,300			
	137			360,400			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

	111			355,700			
	112			355,900			
	113			356,100			
	114			356,400			
	115			356,600			
	116			356,800			
	117			357,000			
	118			357,200			
	119			357,400			
	120			357,600			
	121			357,800			
	122			358,000			
	123			358,200			
	124			358,400			
	125			358,600			
	126			358,800			
	127			359,000			
	128			359,100			
	129			359,200			
	130			359,400			
	131			359,600			
	132			359,700			
	133			359,800			
	134			360,000			
	135			360,200			
	136			360,300			
	137			360,400			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第6 級別基準職務表（第3条関係）		別表第6 級別基準職務表（第3条関係）	
(1)～(3) [略]		(1)～(3) [略]	
(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表		(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表	
職務 の級	基準となる職務	職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]	[略]	[略]
3級	高等学校の主幹教諭、 <u>総括主幹教諭</u> 、 <u>専門官又は統括官</u> の職務	3級	高等学校の主幹教諭の職務
[略]	[略]	[略]	[略]
(5)、(6) [略]		(5)、(6) [略]	
(7) 教育職給料表(5)級別基準職務表		(7) 教育職給料表(5)級別基準職務表	
職務 の級	基準となる職務	職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]	[略]	[略]
3級	小学校、中学校、義務教育学校	3級	小学校、中学校、義務教育学校

	又は特別支援学校の主幹教諭、総括主幹教諭、専門官又は統括官の職務
[略]	[略]

(8)、(9) [略]

別表第7 育児休業代替任期付職員及び任期付フルタイム勤務職員の職務の級（第4条関係）

[略]

附 則

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当するものにあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に
 応じた額に100分の70を乗じて得

	又は特別支援学校の主幹教諭の職務
[略]	[略]

(8)、(9) [略]

別表第7 育児休業代替任期付職員の職務の級（第4条関係）

[略]

附 則

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に
 応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員 63歳

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員）	（職員）
第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服するこ	第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服するこ

とを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。

(1)、(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者

2、3 [略]

（退職手当からの控除）

第20条 神戸市職員の給与等に関する条例第23条第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。

（施行細則の委任）

第21条 [略]

附 則

第14条 令和7年3月31日に退職した者であつて、次の各号のいずれにも該当するものに係る退職手当金条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額（附則第14条に規定する者にあつては、退職日給料月額及び退職日給料月額に附則別表の左欄に掲げる退職日における年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計

とを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。

(1)、(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条又は第5条の規定により採用された者

2、3 [略]

（施行細則の委任）

第20条 [略]

附 則

額。第9条の5第1項及び附則第3条において同じ。) 」と、同項第1号中「又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」とあるのは、「若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は附則第14条に規定する者」とする。

(1) その者が退職した日において、
地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する者のうち、介護業務に従事する職員(規則で定める者に限る。)であつたこと。

(2) その者が退職した日において、
満60歳未満であつたこと。

(3) その者が退職する日までに、本条の規定の適用を受けたい旨を記載した申出書を任命権者に提出し、任命権者の承認を受けたこと。

附則別表(附則第14条関係)

退職日における年齢	割合
満45歳以上満50歳未満	100分の45
満50歳以上満55歳未満	100分の40
満55歳以上満58歳未満	100分の30
満58歳以上満60歳未満	100分の20

(旅費条例の一部改正)

第3条 旅費条例(昭和27年7月条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 赴任 新たに採用された職員(本市の要請により国家公務員若しくは他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつた者又は<u>専門的な知識経験等を有する者</u>その他市長が定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(4)、(5) [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 赴任 新たに採用された職員(本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつた者その他市長が定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(4)、(5) [略]</p>

2、3 [略] <u>(赴任に伴う旅費の調整)</u>	2、3 [略]
第20条 [略]	第20条 [略]

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当等の支給)	(期末手当等の支給)
第1条 [略]	第1条 [略]
2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により <u>期末手当等</u> を支給する。	2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により <u>期末手当</u> を支給する。
3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、 <u>期末手当等</u> を支給する。	3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、 <u>期末手当</u> を支給する。
附 則	附 則

1～18 [略]	1～18 [略] 19 <u>フルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の135」とする。</u>
----------	--

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,300</u> 円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任	[略]	前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,200</u> 円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任	[略]

命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める額	命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める額
備考 [略]	備考 [略]

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

<p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、<u>統括官、専門官、総括主幹教諭</u>、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。</p>
--	--

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第7条 神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p>	<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p>
<p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条</p>	<p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条</p>

<p>例（昭和26年3月条例第8号）第10条の6第1項及び神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>例（昭和26年3月条例第8号）第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	---

（災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正）

第8条 神戸市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成7年6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨）	（趣旨）
<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項及び大規模災害からの復興に</p>	<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する災害派遣手当、武</p>

関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

別表（第2条関係）〔略〕

備考

- 1 この表において「本市の区域内に滞在した期間」とは、災害対策基本法第32条第1項若しくは大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8に規定する職員が本市の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期

力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

別表（第2条関係）〔略〕

備考

- 1 この表において「本市の区域内に滞在した期間」とは、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職員が本市の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。

間をいう。	
2 [略]	2 [略]

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用された職員を除く。)	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項</u> 、 <u>第28条の5第1項</u> 又は <u>第28条の6第1項</u> 若しくは <u>第2項</u> の規定により採用された職員を除く。)
(2) 非常勤職員(地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用された職員を除く。)	(2) 非常勤職員(地方公務員法 <u>第28条の5第1項</u> 又は <u>第28条の6第2項</u> の規定により採用された職員を

(3)～(5) [略]

3 [略]

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員(以下「労務職員」という。)である派遣職員を除く。第6条及び第9条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(報告)

第9条 [略]

除く。)

(3)～(5) [略]

3 [略]

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員(以下「労務職員」という。)である派遣職員を除く。第6条及び第9条第1項において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(報告)

第9条 [略]

2 人事委員会の第2条第1項各号に規定する事務の処理に資するため、任命権者は、人事委員会規則で定め

<p>(報告)</p> <p>第19条 [略]</p>	<p><u>るところにより、企業職員である派遣職員及び労務職員である派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>2 人事委員会の第10条各号に規定する事務の処理に資するため、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、企業職員である退職派遣者及び労務職員である退職派遣者の特定法人における処遇の状況等並びに企業職員である退職派遣者及び労務職員である退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。</u></p>
-----------------------------	--

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="220 427 555 465"><u>(山間部等業務手当)</u></p> <p data-bbox="164 495 780 779">第15条 <u>山間部等業務手当は、経済観光局又は建設局に勤務する職員で次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p data-bbox="204 1122 780 1532">(1) <u>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務 日額450円</u></p> <p data-bbox="204 1561 780 1720">(2) <u>山間部等の劣悪な自然環境の場所における調査等の業務のうち規則で定めるもの 日額300円</u></p> <p data-bbox="220 1749 571 1787">(教育委員会職員手当)</p> <p data-bbox="164 1816 780 2033">第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p data-bbox="858 427 1193 465"><u>(鳥獣捕獲業務手当)</u></p> <p data-bbox="810 495 1426 1093">第15条 <u>鳥獣捕獲業務手当は、経済観光局に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額450円とする。</u></p> <p data-bbox="858 1749 1209 1787">(教育委員会職員手当)</p> <p data-bbox="810 1816 1426 2033">第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

(1)～(4) [略]

(5) 小学校又は中学校に勤務する統括官、専門官、総括主幹教諭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（教育委員会規則で定めるものを除く。）のうち2以上の異なる学年の児童又は生徒で編制されている学級に係る業務 日額290円

(6) 夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、統括官、専門官、総括主幹教諭、主幹教諭、教諭及び助教諭（本務として夜間学級に従事する者に限る。）の職務 その者の給料月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第43号）第3条第1項に規定する教職調整額を含む。）に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

附 則

1、2 [略]

3 給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第37条第6号の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と同条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とす

(1)～(4) [略]

(5) 小学校又は中学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（教育委員会規則で定めるものを除く。）のうち2以上の異なる学年の児童又は生徒で編制されている学級に係る業務 日額290円

(6) 夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、主幹教諭、教諭及び助教諭（本務として夜間学級に従事する者に限る。）の職務 その者の給料月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第43号）第3条第1項に規定する教職調整額を含む。）に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

附 則

1、2 [略]

る。

(職員退職手当金条例の特例に関する条例の廃止)

第11条 神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例(令和2年3月条例第47号)は、廃止する。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第12条 神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和4年3月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7第1項</u> の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第243条の2の8第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第1項</u> の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第243条の2の2第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責)

<p>第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
--	--

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第13条 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置）</p>	<p>附 則</p> <p>（新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置）</p>
第13条 暫定再任用職員の給料月額	第13条 暫定再任用職員の給料月額

は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 [略]

（新給与条例における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第18条の規定によりみなして適用する第10条の規定による改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務

は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 [略]

（新給与条例における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第18条の規定によりみなして適用する第10条の規定による改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務

職員の勤務時間を、一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 [略]

(改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第19条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定を適用し、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、派遣条例第2条第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

(施行細則の委任)

第20条 [略]

職員の勤務時間を、一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 [略]

(施行細則の委任)

第19条 [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条の規定並びに第13条の規定による改正後の神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第19条及び第20条の規定は、令和5年4月1日より適用する。

(職員退職手当金条例附則第14条及び附則別表の規定の失効)

- 3 第2条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例附則第14条及び附則別表の規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(施行細則の委任)

- 4 第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第2条から第4条まで及び第10条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施する等に当たり、条例を改正する等の必要があるため。

第 14 号議案

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件
 神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例
 (手数料条例の一部改正)

第 1 条 神戸市手数料条例(平成12年 3 月条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 削除</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 修学又は学業成績に関する証明</u> <u>(高等学校に限る。)</u> 1 件につき <u>300円</u></p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 農業委員会の行う土地の現況証明</u> 1 筆につき <u>600円</u></p>

(17)～(37の3) [略]

(38) 動物の愛護及び管理に関する

法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項又は同法第18条第1項の規定により抑留された犬を除く。次号において同じ。）

ア 生後91日以上の犬又は猫 1頭につき 2,000円

イ 生後91日未満の犬又は猫 10頭につき（10頭に満たない端数は、10頭とする。） 2,000円

(38の2) 動物の愛護及び管理に関する

法律第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬又は猫、同法第36条第2項の規定により収容された動物及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第27条第1項の規定により収容された飼い犬の返還

ア 当該動物の飼養及び保管に要した費用 1頭又は1羽1日につき 600円

イ 当該動物の返還に要する費用 1頭又は1羽につき 3,500円

(17)～(37の3) [略]

(38) 削除

(39) 狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき 3,000円

(40)～(42) [略]

(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査

1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円

(43)～(69の30) [略]

(70) 削除

(71)～(91の10) [略]

(92)から(131)まで 削除

(132) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により本市が同条第1項の許可に関する権限を行う場合における同条第3項の手数料 当該受けようとする許可に係る1通行経路につき

(39) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき 3,000円

(40)～(42) [略]

(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査

1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円

(43)～(69の30) [略]

(70) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく登録票の交付又は更新若しくは再交付
1件につき 3,400円

(71)～(91の10) [略]

(92)から(132の20)まで 削除

200円

(133) [略]

(134) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

ア 当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万5,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万5,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万5,000円、2,000平方メート

(133) [略]

(134) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万2,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものに

ルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万2,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては6万5,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては21万円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては33万4,000円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては47万9,000円、10万平方メートルを超えるものにあつては62万5,000円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあつては1万円

イ 当該工事の土石の堆積に係る土地又は当該変更が土石の堆積に係るものである場合の当該変更後の土石の堆積に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万2,000円、500平方メートルを超え1,000平

あつては6万7,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては11万円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては17万円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては25万円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては34万円、10万平方メートルを超えるものにあつては42万円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあつては1万円

方メートル以内のものにあつては1万4,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては1万6,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては2万円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては2万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては3万2,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては3万9,000円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては5万3,000円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては7万3,000円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては10万9,000円、10万平方メートルを超えるものにあつては13万3,000円、当該変更が土石の堆積に係るものでない場合にあつては1万円

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第7条まで

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第4条の4

に定めのない事項の証明 1 件につき 300円

第 5 条 市長は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第9において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下別表第9において「令」という。）の規定に基づく事務につき、別表第9に定める額の手数料を徴収する。

第 5 条の 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下別表第13において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下別表第13において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第13に定める額の手数料を徴収する。

第 6 条 市長は、健康局保健所健康科学研究所に検査を依頼する者に対し、別表第16に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。

第 7 条 市長は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務につき、別表第17に定める額の手数料を徴収する。

までに定めのない事項の証明 1 件につき 300円

第 5 条 市長は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第9において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第9に定める額の手数料を徴収する。

第 5 条の 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下別表第13において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下別表第13において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第13に定める額の手数料を徴収する。

第8条 [略]

第9条 第2条各号及び第5条から第

7条までに規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。ただし、第2条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、第5条から第7条までに規定する手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、後納することができる。

(1) 官公署のためにする事務に係る手数料であるとき

(2) 特別の理由があるものとして規則で定めるとき

3、4 [略]

第10条～第12条 [略]

第6条 [略]

第7条 第2条各号に規定する手数料

は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。ただし、同条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、官公署のためにする事務に係る第5条から第5条の7までに規定する手数料は、後納することができる。

3、4 [略]

第8条～第10条 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前			
別表第3（第4条関係）			別表第3（第4条関係）			
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料		
[略]	[略]		[略]	[略]		
3 法第11条	[略]	[略]	3 法第11条	[略]	[略]	
第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	145万円	浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	118万円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	172万円		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	141万円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	192万円		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	159万円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	236万円		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	195万円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	274万円		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	227万円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	564万円		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	455万円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	724万円		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	582万円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	879万円		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	707万円
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]		
備考 [略]			備考 [略]			
別表第7（第4条の3関係）			別表第7（第4条の3関係）			
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料		
1 高圧ガス保安法第5	[略]	[略]	1 高圧ガス保安法第5	[略]	[略]	
	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]		高圧ガス保安法第5条第1項	[略]	

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの (当該移動式製造設備について液石法第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、 6,000円)	
[略]	[略]	[略]

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
[略]	[略]	[略]

別表第8（第4条の4関係）

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第8（第4条の4関係）

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第9（第5条関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物の位置	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]

別表第9（第5条関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の新築又は	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下52の項において同じ。）の数が1である場合	[略]

及び構造の認定の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
55～57 [略]		[略]
58 令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替に係る認定の申請		2万7,000円
59～61 [略]		[略]
62 [略]	[略]	[略]

備考

- 1 規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 2、3 [略]
- 4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

増築等に係る認定の申請に対する審査	建築物の数が2以上である場合	[略]
53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物に対する容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	建築物の数が2以上である場合	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	建築物の数が2以上である場合	[略]
55～57 [略]		[略]
58～60 [略]		[略]
61 [略]	[略]	[略]

備考

- 1 令は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 2、3 [略]
- 4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

法律をいう。

5～7 [略]

8 52から54までの項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第16（第6条関係）

種別	手数料（1件につき）
1 試験・検査	20,000円
2 文書交付	1,000円

備考

1 特に期日を定め急速施行を要する場合の手料は、この表に定める金額の3倍以内の額において、規則で定める。

2 本市に事務所又は住居を有しない者の手数料は、この表及び前項の規定によって算定される金額の2倍以内の額において、規則で定める。

3 特別の調査又は特別の費用を要する事務を依頼する場合の手料は、この表及び前2項の規定にかかわらず、規則で定める。

別表第17（第7条関係）

種別	特定計量器の区分		手数料	
1 計量法第19条第1項の規定により本市が行う定期検査又は同法第20条第1項の規定により指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者（次項に掲げるものを除く。）	非自動はかり	ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
		ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1,900円
			ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	2,200円

律（平成27年法律第53号）をいう。

5～7 [略]

8 52及び54の項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

	ひょう量が500 キログラムを超 え1トン以下の もの	3,200円	
イ	棒はかり又は光電式以外のば ね式指示はかりのうち直線目盛 りのみがあるもの	250円	
ウ	ア又はイに 掲げるもの以 外のもの	ひょう量が100 キログラム以下 のもの	500円
		ひょう量が100 キログラムを超 え250キログラ ム以下のもの	900円
		ひょう量が250 キログラムを超 え500キログラ ム以下のもの	1,500円
		ひょう量が500 キログラムを超 え1トン以下の もの	2,200円
		ひょう量が1ト ンを超え2トン 以下のもの	3,800円
		ひょう量が2ト ンを超え5トン 以下のもの	6,900円
		ひょう量が5ト ンを超え10トン	10,900円

		以下のもの	
		ひょう量が10ト ンを超え20トン 以下のもの	15,600円
		ひょう量が20ト ンを超え30トン 以下のもの	19,800円
		ひょう量が30ト ンを超え40トン 以下のもの	22,500円
		ひょう量が40ト ンを超え50トン 以下のもの	31,400円
		ひょう量が50ト ンを超えるもの	54,100円
		分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10円
		皮革面積計	2,700円
2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器の所在の場所で定期検査を受けようとする者であって本市の提供に係る検査設備を使用しようとするもの	非自動はかり	ひょう量が5トン以下のもの	18,500円
		ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	33,000円
		ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	48,200円
		ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	52,400円
		ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	67,700円
		ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	79,700円

	ひょう量が50トンを超えるもの	102,400円
3	計量法第127条第3項に規定する検査を受けようとする者	8,300円

備考

1 手数料は、1の項及び2の項にあつては1個につき、3の項にあつては1件につき徴収する。

2 1の項において、非自動はかりのうち最小の目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ(1)に規定する目量をいう。）又は表記された感量（同号イ(2)に規定する感量をいう。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同項に掲げる手数料の額の2倍の額とする。

(手数料条例の一部改正)

第2条 神戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後		第2条による改正前	
別表第8（第4条の4関係）		別表第8（第4条の4関係）	
事務の区分	手数料	事務の区分	手数料
[略]	[略]	[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の11第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]	[略]	[略]

(健康科学研究所手数料条例等の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 神戸市健康科学研究所手数料条例（昭和24年4月条例第106号）
- (2) 神戸市特殊車両通行許可申請手数料条例（昭和47年3月条例第50号）
- (3) 神戸市計量検査手数料条例（平成12年3月条例第69号）
- (4) 神戸市動物の引取り等に係る手数料及び費用の納付に関する条例（平成24年3月条例第49号）

(男女共同参画センター条例の一部改正)

第4条 男女共同参画センター条例（平成3年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(施設) 第4条 センターに次に掲げる施設を置く。 (1) [略] (2) <u>図書コーナー</u> (3) [略] (4) <u>駐車場</u> (5) [略] (使用料)	(施設) 第4条 センターに次に掲げる施設を置く。 (1) [略] (2) <u>資料室</u> (3) [略] (4) <u>交流コーナー</u> (5) [略] (使用料)

第 8 条 第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び
駐車場を利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第 8 条 第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

施設		使用料（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）	夜間 （午後5 時から午 後9時ま で）	午前・午 後 （午前9 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時から午 後9時ま で）	終日 （午前9 時から午 後9時ま で）	
セ ミ ナ ー 室	(1・ 2)	[略]	10,500	14,000	8,600	22,100	20,300	28,100
	(1)	[略]	6,400	8,600	5,300	13,500	12,500	17,300
	(3)	[略]	3,500	4,600	2,800	7,300	6,700	9,300
	(4)	[略]	2,900	3,800	2,300	6,000	5,500	7,700
	(5)	[略]	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800

備考

使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を収受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に100分の500の範囲において規則で定める割合を乗じて得た額とする。

改正前

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

施設			使用料（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）	夜間 （午後5 時から午 後9時ま で）	午前・午 後 （午前9 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時から午 後9時ま で）	終日 （午前9 時から午 後9時ま で）	
セ ミ ナ ー 室	(1・ 2)	[略]	256	11,400	15,300	13,400	23,900	25,700	34,000
	(1)	[略]	160	7,000	9,400	8,200	14,700	15,800	20,900
	(2)	95	96	4,400	5,900	5,200	9,200	9,900	13,100
	(3)	[略]	54	3,800	5,000	4,400	7,900	8,400	11,200
	(4)	[略]	36	3,100	4,200	3,600	6,500	7,000	9,200
	(5)	[略]	25	2,300	3,100	2,700	4,800	5,200	6,800

備考

使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を収受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に500パーセントを乗じて得た額とする。

(2) [略]

(3) 駐車場の使用料

1台あたり最初の30分につき150円、以降10分につき50円の範囲内において規則で定める額。この場合において、10分未満の端数が生じたときは、10分として計算する。

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第4号、第16号及び第70号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

市民および事業者の利便性に資するに当たり、条例を改正等する必要があるため。

第 25 号議案

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件
神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例
(都市公園条例の一部改正)

第 1 条 神戸市都市公園条例（昭和33年 3 月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（地方自治法（昭和22年法律第 67号）第244条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで、第14条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第15条</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（地方自治法（昭和22年法律第 67号）第244条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで、第14条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第15条</p>

において同じ。)の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 興行を行うこと。

(3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) 集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(6) 業として写真（広告写真を除く。）を撮影すること（有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。）

2～5 [略]

（使用料の額及び納付方法）

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項第1号から第3号まで若しくは第3項（第1項第1号から第3号までに係るものに限る。）又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付

において同じ。)の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2～5 [略]

（使用料の額及び納付方法）

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

しなければならない。

2～4 [略]

(使用料の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項第1号から第3号まで若しくは第3項(第1項第1号から第3号までに係るものに限る。)又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第2条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸震災復興記念公園	
磯上公園	

2～4 [略]

(使用料の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第2条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸震災復興記念公園	

[略]	
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

区分	使用料
[略]	[略]
2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1平方メートル1日につき 12円

(5)、(6) [略]

(7) 附属設備である有料公園施設を

[略]	
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 条例第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	使用料
[略]	[略]
2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1平方メートル1日につき 12円
3 集会その他これに類する催しの開催	1平方メートル1日につき 4円
4 業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	1人1日につき 900円
5 業としての広告写真の撮影	1日につき 3万円
6 業としての映画の撮影	1日につき 6万円

(5)、(6) [略]

(7) 附属設備である有料公園施設を

利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
電源	[略] 神戸震災復興記念公園	[略]
	磯上公園	
	[略]	
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第2号若しくは第3号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

7～14 [略]

利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
電源	[略] 神戸震災復興記念公園	[略]
	[略]	
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

7～14 [略]

(港湾施設条例の一部改正)

第2条 神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第15条 使用者 <u>(第28条の2第2項第2号及び第6号に掲げる行為をしようとする者を除く。)</u>は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、この額の範囲内において規則で定める額を納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(緑地の使用制限)</p> <p>第28条の2 [略]</p> <p>2 緑地において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第15条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、この額の範囲内において規則で定める額を納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(緑地の使用制限)</p> <p>第28条の2 [略]</p> <p>2 緑地において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p>

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) [略]

(6) 集会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

3 [略]

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
緑地	1 占用使用 (1) [略]
	(2) [略]

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) [略]

3 [略]

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
緑地	1 占用使用 (1) [略] (2) <u>業として写真(広告写真を除く。)を撮影するとき。</u> <u>1人1日につき</u> <u>990円</u> (3) <u>業として広告写真を撮影するとき。</u> <u>1日につき 33,000円</u> (4) <u>業として映画等を撮影するとき。</u> <u>1日につき 66,000円</u> (5) [略] (6) <u>集会その他これに類する催しのため緑地の</u>

	(3) [略]		<u>全部又は一部を占用する</u> <u>とき。</u> <u>1平方メートル1日に</u> <u>つき 4円40銭</u>
[略]	[略]	[略]	(7) [略]
備考 [略]		備考 [略]	

(六甲山牧場条例の一部改正)

第3条 神戸市立六甲山牧場条例（昭和50年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第8条第1項(第2号を除く。)</u>に規定する許可を受けた者 第8条第1項(第2号を除く。)の許可</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第8条第1項に規定する許可を受けた者 第8条第1項の許可に係る利用料金</p>

に係る利用料金

3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項(第2号を除く。)の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(行為の制限)

第8条 牧場内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) [略]

(2) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(3)、(4) [略]

2 [略]

別表(第5条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項(第2号を除く。)の許可に係る利用料金

3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(行為の制限)

第8条 牧場内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) [略]

(2) 営利を目的として写真又は映画を撮影すること。

(3)、(4) [略]

2 [略]

別表(第5条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項の許可に係る利用料金

区分	金額
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき 100円

区分	金額
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき 100円
営利を目的として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合 (1) 牧場の家畜を使用するとき。 (2) 牧場の家畜を使用しないとき。	1 人 1 日につき 2,400円 1 人 1 日につき 1,200円
営利を目的として広告写真を撮影する場合 (1) 牧場の家畜を使用するとき。 (2) 牧場の家畜を使用しない	1 回 1 日につき 4 万円 1 回 1 日につき 2 万円

		とき。	
		営利を目的として映画を撮影する場合	
		(1) 牧場の家畜を使用するとき。	1回1日につき 8万円
		(2) 牧場の家畜を使用しないとき。	1回1日につき 4万円
[略]	[略]	[略]	[略]

(海づり公園条例の一部改正)

第4条 神戸市立海づり公園条例(昭和51年4月条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 次の各号に掲げる者は、当該各号	2 次の各号に掲げる者は、当該各号

に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第9条第1項第2号の許可を受けて公園を使用する者 許可に係る利用料金

3～6 [略]

(行為の制限)

第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(2) [略]

2 [略]

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条第1項の許可を受けて公園を使用する者（以下「行為者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用若しくは同項の行為の制限をし、若しくは停止を命ずることができる。

(1)～(4) [略]

に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第9条第1項の許可を受けて公園を使用する者（以下「行為者」という。） 許可に係る利用料金

3～6 [略]

(行為の制限)

第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2) [略]

2 [略]

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用若しくは同項の行為の制限をし、若しくは停止を命ずることができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

別表第2（第5条関係）

区分	許可に係る利用 料金
展示会、撮影会 その他これらに 類する催しのた めに公園の全部 又は一部を一時 的に独占して使 用する場合	1平方メートル 1日につき 200円

2 [略]

別表第2（第5条関係）

区分	許可に係る利用 料金
業として写真 （広告写真を除 く。）を撮影する 場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写 真を撮影する場 合	1日につき 4 万円
業として映画を 撮影する場合	1日につき 8 万円
展示会、撮影会 その他これらに 類する催しのた めに公園の全部 又は一部を一時 的に独占して使 用する場合	1平方メートル 1日につき 200円

（須磨ヨットハーバー条例の一部改正）

第5条 神戸市立須磨ヨットハーバー条例（昭和53年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 使用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 使用者及び業としての写真又は映画その他これに類するもの(以下「映画等」という。)の撮影をする行為者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>(行為の規制)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 ヨットハーバーにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真又は動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) <u>ヨットハーバーの一部を独占して使用し、集会を行うこと。</u></p>	<p>(行為の規制)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 ヨットハーバーにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真又は映画等</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>

(5)～(7) [略]

3 [略]

別表（第8条関係）

(1) [略]

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種別	金額
[略]	[略]
建物以外の部分の催物の実施による利用	1平方メートル 1日につき 220円

備考 [略]

(4)～(6) [略]

3 [略]

別表（第8条関係）

(1) [略]

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種別	金額
[略]	[略]
建物以外の部分の催物の実施による利用	1平方メートル 1日につき 220円
業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	1人1日につき 1,320円
業としての広告写真の撮影	1日につき 44,000円
業としての映画等の撮影	1日につき 88,000円

備考 [略]

（ポートアイランド市民広場条例の一部改正）

第6条 ポートアイランド市民広場条例（昭和56年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影する行為</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料等)</p> <p>第11条 使用者、駐車場を使用する者及び前条第1項 <u>(第1号及び第3号を除く。)</u>の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保証人等)</p> <p>第15条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第4条第1項又は第10条第1項 <u>(第1号及び第3号を除く。)</u>の許可を受けた者に当該許可の際、保証人を立てさせ、又は規則で定める保証金を納付させること</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影する行為</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料等)</p> <p>第11条 使用者、駐車場を使用する者及び前条第1項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保証人等)</p> <p>第15条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第4条第1項又は第10条第1項の許可を受けた者 <u>(以下「使用者等」という。)</u>に当該許可の際、保証人を立てさせ、又は規則で定める保証金を納付させること</p>

ができる。

2 保証金は、前項に規定する者の当該許可に係る使用又は行為が終わったときに返還する。

3 市長は、第1項に規定する者が第11条の使用料若しくは費用又は第20条の損害賠償金を完納しないときは、保証金から控除してこれを充てるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 第4条第1項又は第10条第1項の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表(第11条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第10条第1項の許可に係る使用料

区分	使用料
寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合	1平方メートル1日につき105円

ができる。

2 保証金は、使用者等の当該許可に係る使用又は行為が終わったときに返還する。

3 市長は、使用者等が第11条の使用料若しくは費用又は第20条の損害賠償金を完納しないときは、保証金から控除してこれを充てるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 使用者等は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表(第11条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第10条第1項の許可に係る使用料

区分	使用料
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき1,257円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき44,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき88,000円
寄附金品の募集その他これに類する行為	1平方メートル1日につき

	をする場合 105円
備考 1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。	備考 <u>1日未満</u> 、1平方メートル未満の端数は、 <u>それぞれ、1日</u> 、1平方メートルとして計算する。

(ポートアイランドホール条例の一部改正)

第7条 神戸ポートアイランドホール条例(昭和59年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限)	(行為の制限)
第7条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。	第7条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。
(1) 業として写真撮影、 <u>動画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。	(1) 業として写真撮影、 <u>映画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
2 [略]	2 [略]
(利用料金)	(利用料金)
第8条 指定管理者にホールの利用	第8条 指定管理者にホールの利用に

に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 第4条第1項の許可を受けた者及び前条第1項第4号の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

（特別の設備の設置等）

第9条 使用者等（第4条第1項の許可を受けた者及び第7条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 [略]

別表（第8条関係）

(1)、(2) [略]

(3) 第7条第1項の許可に係る利用料金 第7条第1項第4号の規則で定める行為1日につき12万円

に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 第4条第1項の許可を受けた者及び前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者等」と総称する。）は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

（特別の設備の設置等）

第9条 使用者等は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 [略]

別表（第8条関係）

(1)、(2) [略]

(3) 第7条第1項の許可に係る利用料金

区分	利用料金
業として写真（広告写	1人1日に

	真を除く。)を撮影する る場合	つき 1,800円
	業として広告写真を 撮影する場合	1日につき 6万円
	業として映画を撮影 する場合	1日につき 12万円
	業として広告、宣伝そ の他これらに類する 行為をする場合	1日につき 12万円
	ラジオ又はテレビの 中継、録音、録画その 他これらに類する行 為をする場合	1日につき 5万円
	その他教育委員会規 則で定める行為をす る場合	1回につき 12万円
(4) [略]	備考 1日未満の端数は、1日と して計算する。	
(4) [略]	(4) [略]	

(青少年科学館条例の一部改正)

第8条 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 科学館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 第7条第1項に規定する許可を受けた者は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第13条 使用者及び行為者 (<u>第7条第1項に規定する許可を受けた者をいう。以下同じ。</u>)は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 (第11条関係)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 科学館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 第7条第1項に規定する許可を受けた者 (<u>以下「行為者」という。</u>)は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第13条 使用者及び行為者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 (第11条関係)</p>

区分	使用料
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
[略]	[略]

備考 [略]

区分	使用料
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
[略]	[略]

備考 [略]

(水産体験学習館条例の一部改正)

第9条 神戸市立水産体験学習館条例(平成10年1月条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第9条 学習館内において、業として<u>広告写真又は動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第14条 使用者及び<u>第9条第1項の許可を受けた者</u>は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>別表(第10条関係)</u> [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第9条 学習館内において、業として<u>写真又は映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表第1</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 前条第1項の許可を受けた者(以下「行為者」という。)</u>は、<u>別表第2</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第14条 使用者及び<u>行為者(以下「使用者等」という。)</u>は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>別表第1(第10条関係)</u> [略]</p> <p><u>別表第2(第10条関係)</u></p>

区分	使用料
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき1,200円。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、2,400円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき40,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき80,000円

(太閤の湯殿館条例の一部改正)

第10条 神戸市立太閤の湯殿館条例(平成11年3月条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 湯殿館内において、業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 湯殿館内において、業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

(風見鶏の館等条例の一部改正)

第11条 神戸市風見鶏の館等条例（平成11年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は<u>動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は<u>映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>

(フィッシャリーナ条例の一部改正)

第12条 神戸フィッシャリーナ条例（平成13年7月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条第1項（<u>第1号及び第4号</u>を除く。）の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなけ</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条第1項（第4号を除く。）の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなけらな</p>

ればならない。

別表第2（第6条関係）

区分	使用料
物件を設置する場合	1物件1月につき 1,300円
[略]	[略]

備考 [略]

い。

別表第2（第6条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき1,200円（その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、2,400円）
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 40,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき 80,000円
物件を設置する場合	1物件1月につき 1,300円
[略]	[略]

備考 [略]

（文学館条例の一部改正）

第13条 神戸文学館条例（平成18年3月条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（行為の制限）	（行為の制限）
第7条 文学館の郷土文学資料について熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者及び文学館において業として写真又は <u>動画</u> を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。	第7条 文学館の郷土文学資料について熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者及び文学館において業として写真又は <u>映画その他これに類するものを</u> 撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
2 [略]	2 [略]

（須磨海岸を守り育てる条例の一部改正）

第14条 須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(行為の禁止)

第23条 [略]

2 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(6)、(7) [略]

3 [略]

別表 (第17条関係)

用途	使用料
[略]	[略]
ウ 出店 (露店その他これに類するものを含む。)	[略]

(行為の禁止)

第23条 [略]

2 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(5)、(6) [略]

3 [略]

別表 (第17条関係)

用途	使用料
[略]	[略]
ウ 出店 (露店その他これに類するものを含む。)	[略]
エ 業として写真 (広告写真を除く。)を撮影するとき。	1人1日につき 990円

エ 興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	[略]
オ ウに掲げるもの以外の建築物（作業場、物置小屋その他これらに類するものを含む。）を設置するとき。	[略]
カ 電柱（支柱及び支線を含む。）、係船くい、標識その他これらに類するものを設置するとき。	[略]
キ 水路、道路又は橋りょうの用に供するとき。	[略]

オ 業として広告写真を撮影するとき。	1日につき 33,000円
カ 業として映画等を撮影するとき。	1日につき 66,000円
キ 興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	[略]
ク 集会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	1平方メートル 1日につき 4円40銭
ケ ウに掲げるもの以外の建築物（作業場、物置小屋その他これらに類するものを含む。）を設置するとき。	[略]
コ 電柱（支柱及び支線を含む。）、係船くい、標識その他これらに類するものを設置するとき。	[略]
サ 水路、道路又は橋りょうの用に供するとき。	[略]

<p>ク 軌条、栈橋その他これらに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>	<p>シ 軌条、栈橋その他これらに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>
<p>ケ 円管その他これに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>	<p>ス 円管その他これに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>
<p>コ アからケまでに掲げるもの以外のものの用に供するとき (業として写真又は動画を撮影するとき及び集会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するときを除く。)</p>	<p>[略]</p>	<p>セ アからスまでに掲げるもの以外のものの用に供するとき。</p>	<p>[略]</p>
<p>備考</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 ケの項に規定するものであって、その直径又は幅が30センチメートルを超えるものについては、当該超える部分10センチメートル(10センチメートル未満のものは、10センチメートルとして計算する。)につき6円を同項の金額に加算する。</p>		<p>備考</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 スの項に規定するものであって、その直径又は幅が30センチメートルを超えるものについては、当該超える部分10センチメートル(10センチメートル未満のものは、10センチメートルとして計算する。)につき6円を同項の金額に加算する。</p>	

(海外移住と文化の交流センター条例の一部改正)

第15条 神戸市立海外移住と文化の交流センター条例(平成20年12月条例第25号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」とい。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第18条 センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を得なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>の撮影をすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第18条 センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を得なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>写真</u>又は<u>映画その他これらに類するもの</u>の撮影をすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(西神中央ホール条例の一部改正)

第16条 西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限) 第10条 [略] 2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (1) 業として写真撮影、 <u>動画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。 (2)～(4) [略] 3 [略]	(行為の制限) 第10条 [略] 2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (1) 業として写真撮影、 <u>映画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。 (2)～(4) [略] 3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る許可並びに使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

理 由

使用料等の見直し等に当たり、条例を改正する必要があるため。